
第3期鎌倉市環境基本計画

鎌倉市地域温暖化対策地域実行計画（区域施策編）

鎌倉市環境教育行動計画

平成28年（2016年）3月策定

令和4年（2022年）5月改訂

鎌倉市

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

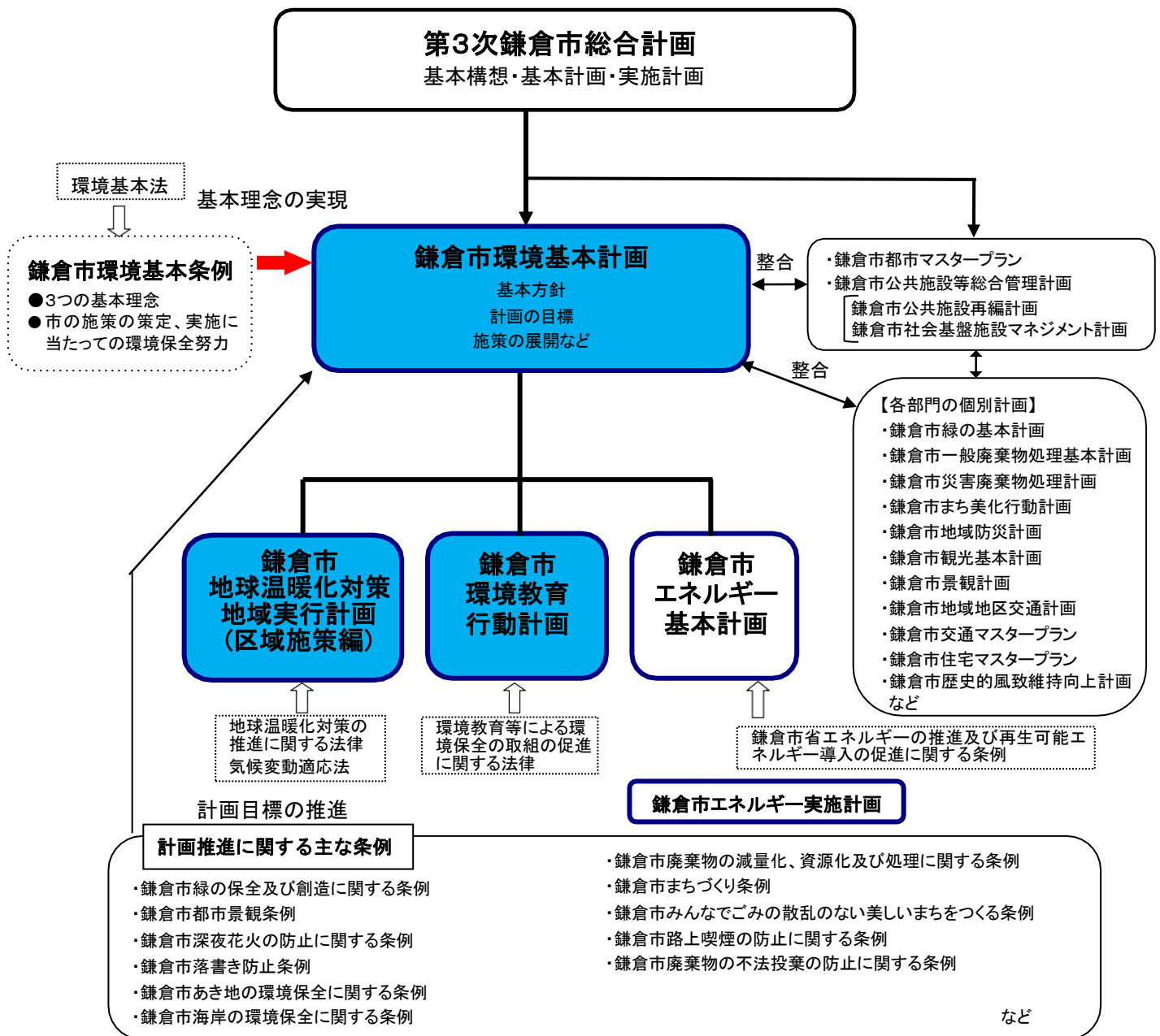
はじめに

「鎌倉市環境基本計画」は、環境保全に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、鎌倉市環境基本条例に基づき策定する基本的計画であり、「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画として、また鎌倉市環境基本計画の目標の項目「地球環境」に関する施策を推進するための計画として策定しています。

また、「鎌倉市環境教育行動計画」は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく「環境教育行動計画」に位置付けるとともに、鎌倉市環境基本計画の目標の項目「環境教育」における目標達成のための計画としても位置付けています。

市では、これらの計画により、複数の視点から環境保全の取組を推進してきました。これまでこれら3つの計画は、別々の冊子で策定していましたが、いずれの計画も平成27年度(2015年度)が計画期間の最終年度となっており、互いに関連が強いことから、これらの計画の改定にあたり、一つの冊子にまとめることとしました。なお、「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)」及び「鎌倉市環境教育行動計画」は、それぞれの根拠法の改正を受けて、これまでの「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」及び「鎌倉市環境教育推進計画」から名称を変更しています。また、「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)」は、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画としても位置付けます。

鎌倉市環境基本計画を始めとする環境関連の計画は相互に整合を図りながら各部門の施策を展開します。



目次

1 第3期鎌倉市環境基本計画 1

第1章 鎌倉市環境基本計画の基本的事項 3

～鎌倉市環境基本計画とは～

- 1 計画の策定の背景 3
- 2 計画の役割について 3
- 3 計画の期間 4
- 4 計画の対象地域 5
- 5 計画策定時の状況の変化 5
- 6 計画の中間見直しについて 5

第2章 鎌倉市のすがた 8

～鎌倉市の概況と環境面から見た特徴～

- 1 地域の概況 8
- 2 環境面から見た鎌倉の特徴 13

第3章 基本理念及び基本方針と計画の目標 15

～環境基本計画のめざすもの～

- 1 基本理念及び基本方針 15
- 2 計画の目標 16

第4章 計画における環境施策 18

～目標を達成するための具体的な行動～

- I 地球環境の保全 19
 - ①地球環境 19
- II 人の健康の保護と生活環境の保全 24
 - ②大気 24
 - ③水・土 29
 - ④化学物質・放射性物質 34
 - ⑤音 38
- III 歴史的文化的環境の確保 42
 - ⑥歴史的遺産 42
- IV 良好な都市環境の創造 47
 - ⑦緑・水辺 47
 - ⑧景観 54
 - ⑨美化 59

| | |
|---------------------------|----|
| V 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保 | 64 |
| ⑩生態系の保全 | 64 |
| ⑪自然とのふれあい | 70 |
| VI 循環型社会の構築 | 74 |
| ⑫廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用 | 74 |
| ⑬健全な水循環の推進 | 80 |
| ⑭エネルギーの有効利用 | 84 |
| VII 災害と環境への取組 | 86 |
| ⑮災害により想定される環境負荷への取組 | 86 |

2 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画 89

| | |
|--------------------|-----|
| 第1章 計画の基本的事項 | 91 |
| 第2章 地球温暖化の概要 | 95 |
| 第3章 目標設定 | 103 |
| 第1節 温暖化緩和策に関する目標設定 | 103 |
| 第2節 温暖化適応策に関する目標設定 | 105 |
| 第4章 温暖化対策の目標達成にむけて | 106 |

3 鎌倉環境教育行動計画 119

| | |
|-----------------------|-----|
| 第1章 計画の基本的事項 | 121 |
| 第2章 鎌倉市の環境教育の現状と課題 | 123 |
| 第3章 環境教育を推進するための目標と方針 | 124 |
| 第4章 目標を達成するための取り組み | 127 |
| 第5章 環境教育の推進における役割分担 | 131 |

4 推進体制と進行管理 141

～より実効性あるものにするために～

| | |
|--------|-----|
| 1 推進体制 | 142 |
| 2 進行管理 | 144 |

資料編 145

| | |
|----------------------|-----|
| 1 鎌倉市環境基本条例 | 146 |
| 2 鎌倉市気候非常事態宣言 | 147 |
| 3 かまくらプラごみゼロ宣言 | 148 |
| 4 鎌倉市環境基本計画改訂経過 | 149 |
| 5 鎌倉市環境審議会委員名簿 | 151 |
| 6 鎌倉市役所エコアクション21実施要綱 | 152 |
| 7 用語解説 | 158 |

1 第3期鎌倉市環境基本計画

第1章 鎌倉市環境基本計画の基本的事項 ～鎌倉市環境基本計画とは～

1 計画の策定の背景

市では、平成6年(1994年)に「鎌倉市環境基本条例」(平成6年12月27日条例第10号)を制定し、平成8年(1996年)2月に同条例の基本理念を実現し、環境保全についての施策を総合的、計画的に推進していくため、「鎌倉市環境基本計画」を策定しました。

この第1期鎌倉市環境基本計画は、第3次鎌倉市総合計画と連携することを意図して、30年後の都市像を展望し、平成8年度(1996年度)から平成17年度(2005年度)までの10年間を計画期間とし、この期間内に市民、事業者、滞在者、行政が協働して様々な環境施策に取り組みました。

その後、第1期計画期間における取組と成果を引き継ぎつつ、新たな課題に対応することにより、まちづくりの基本理念である「環境共生都市の創造」を実現するため、平成18年(2006年)3月に、第2期鎌倉市環境基本計画を策定しました。この計画は、計画期間を平成18年度(2006年度)から平成27年度(2015年度)までの10年間とし、平成23年(2011年)3月に指標等についての改訂を、また、平成25年(2013年)4月にエネルギーの有効利用の項目等についての一部改訂を行いました。

このように計画を取り巻く状況の変化に応じて、現状に即した見直しを行なってきましたが、平成28年度(2016年度)から10年間の計画期間となる本計画は、本市の環境保全に関する施策の現状を踏まえ、また、近年の各種環境問題や社会経済情勢の変化、東日本大震災後のエネルギー政策の見直し、市民・事業者の視点等に対応した計画としました。

2 計画の役割について

鎌倉市環境基本計画は第3次鎌倉市総合計画を環境面において補完する行政計画として、さまざまな施策に環境の視点を通しつつ、各施策に関連性を持たせるとともに、次のような役割を果たしています。

1. 第3次鎌倉市総合計画の基本構想の「まちづくりの基本理念」の一つである「環境共生都市の創造」及び総合計画基本計画の計画実現の基礎条件の「環境」について具体性を与える。
2. 環境に関する施策を数値的目標、定性的目標とともに体系的に整理、統合する。
3. 環境基本条例の理念を実現するために、行政は何をすべきか、事業者や市民は、滞在者はどうすればよいのか。それぞれの行動と連携のための目標、各主体の役割と施策を設定する。
4. 国、県等の環境施策の動向を把握し、市の果たすべき責務を明らかにする。
5. 環境課題を提起し、環境の目標及び施策について広く周知するとともに、市民、事業者、滞在者の理解を深め、行動の促進を図る。

鎌倉市環境基本条例の3つの基本理念

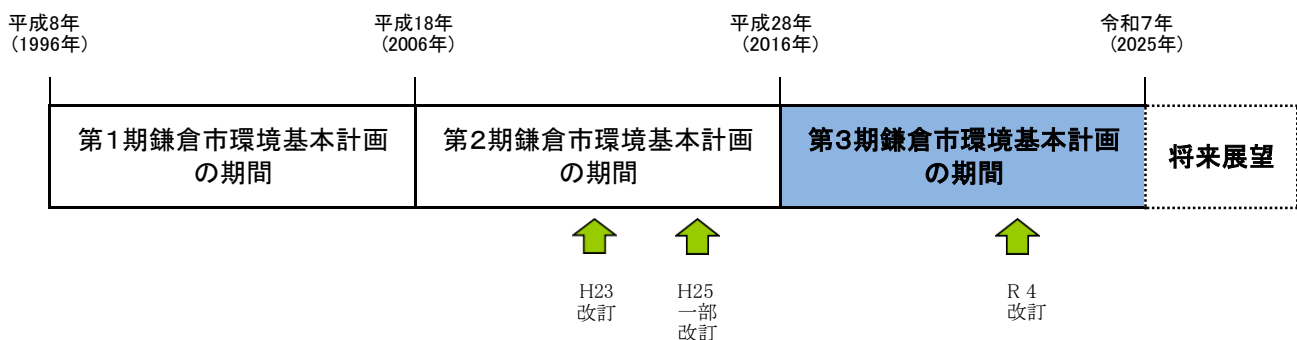
- 1 環境の保全是、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全是、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって、行われなければならない。
- 3 地球環境保全是、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

鎌倉市環境基本条例は、現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的として、3つの基本理念を掲げています。本条例は、昭和47年(1972年)に制定された鎌倉市環境保全基本条例に、地球環境保全や健全な生態系の保全の視点を加えて改正したものです。

3 計画の期間

平成8年(1996年)に策定した鎌倉市環境基本計画は、計画の実現の基礎条件に「環境」を掲げた第3次鎌倉市総合計画を環境面において補完する計画であることから、第3次鎌倉市総合計画の基本構想期間と同じく平成8年度(1996年度)から令和7年度(2025年度)までの30年間を計画期間とし、10年間を1期として計画目標を定めてきました。

第3期は最終の10年間の計画期間となり、平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)までを計画期間とします。第3期は、第1期の計画期間における取組と成果を引き継ぎながら、新たな課題に取り組んできた第2期の取組を拡充させて、持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくことをめざします。



4 計画の対象地域

市の行政区域全体(39.66km²)を対象地域とします。

広域で対応すべき問題については、近隣自治体・県・関連機関と役割分担し、連携して取り組みます。

5 計画策定時の状況の変化

環境基本計画を策定した平成8年(1996年)は、それまでの環境行政が目的としていた地域の生活環境の保全に加えて、地球規模での環境問題への取組の重要性が提起され始めた時期でもあります。国においては「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年10月法律第117号)、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月法律第110号)、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年7月法律第86号)、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(平成15年7月法律第130号)などが制定され、地球温暖化対策の枠組、循環型社会の形成に向けた各主体の責務、化学物質の排出量・移動量を集計・公表する制度及び環境教育の推進に必要な事項等、環境課題に関する新たな制度が定められました。

近年においても環境を取り巻く状況は大きく変化しており、「PM2.5(微小粒子状物質)による大気汚染への対応」、「生物多様性への対応」等新たな課題が生じています。平成24年(2012年)に定められた第四次環境基本計画(環境省)においても、これらの課題を優先的に取り組む重点分野とし、これら以外にも「グリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した取組の推進」、「災害に強い廃棄物処理体制の構築」、「災害時における水環境への影響の最小化」等を重要性の高い問題として優先的に取り上げ、それらに関する対策を効果的かつ確実に進めていくこととしました。

また、平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を契機としてエネルギーを取り巻く環境は変化し、クリーンで安全安心な再生可能エネルギー等の普及拡大が急務となり、更には、都市部への人口集中や産業構造の変化などの様々な要因が、水循環に変化を生じさせ、洪水などの問題が顕著となっていることから、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、「水循環基本法」(平成26年4月法律第16号)が制定されました。

こうした状況のもと、私たちが、将来の世代も安全で快適に暮らせるよう持続可能な社会を構築していくためには、大量生産・大量消費というライフスタイルを見直して資源を過剰に消費せず有効活用し、省エネルギーの推進を図るとともに環境にやさしい再生可能エネルギー等の創出が求められています。

本市は自然環境と歴史的遺産に恵まれているまちです。この豊かな環境を保全していくために、上記の課題等に対応した、新たな第3期鎌倉市環境基本計画を策定しました。

6 計画の中間見直しについて

【地球温暖化対策 脱炭素社会の実現】

平成28年(2016年)3月の本計画策定後、国は地球温暖化対策の推進に関する法律の改正と、気候変動適応法(平成30年6月法律第50号)の施行、気候変動適応計画の策定により、気候変動対策を温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)を車の両輪として進めていくこととしました。また、国は令和2年(2020年)10月に2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。その後、令和3年(2021年)4月には、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しました。

【海洋プラスチックごみ問題】

海洋プラスチックごみにより、生態系、生活環境、漁業、観光等への影響や地球規模での環境汚染が懸

念されています。国はこの問題に対応するため、令和元年(2019年)5月に「プラスチック資源循環戦略」、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、令和2年(2020年)にはプラスチック製買物袋が全国で有料化となりました。また、令和3年(2021年)6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年6月法律第60号)を制定し、令和4年4月に施行しました。これにより、3R+Renewableを促進し、国はプラスチック資源循環、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみ対策を行うこととしました。

【食品ロス問題】

日本では食べられる食品が年間約600万トン捨てられています(2018年推計)。こうした食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に、令和元年(2019年)10月に「食品ロスの削減に関する法律」(令和元年5月法律第19号)が施行され、令和2年(2020年)3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が策定されました。これにより、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することとしました。

【SDGs未来都市 かまくらプラごみゼロ宣言 鎌倉市気候非常事態宣言】

鎌倉市は、平成30年(2018年)6月に国から「SDGs未来都市」に選定され、国際的視野を持って、人と自然環境、歴史的文化的遺産が共存し、環境への負荷が少ない持続可能な社会の形成に向けた環境行政を総合的・計画的に推進していくこととしました。同年10月には「かまくらプラごみゼロ宣言」を行い、神奈川県と連携、協調を図りながらプラスチック削減の取組を進めていくこととしました。また、令和2年(2020年)2月には、SDGs未来都市として、地球温暖化による気候変動の対策に注力して持続可能な社会を実現するため、「鎌倉市気候非常事態宣言」を表明しました。

以上の動向等に対応するため、本計画の中間見直しを行いました。
計画策定後の法律の改正等は次のとおりです。

| 年度 | 国 | 神奈川県 | 鎌倉市 |
|---------------------|---|----------------------|-----------------------------------|
| 平成 28 年 (2016 年) | 地球温暖化対策計画(5月閣議決定) | 神奈川県地球温暖化対策計画改定(3月) | |
| 平成 29 年 (2017 年) | | 神奈川県循環型社会づくり計画改訂(3月) | |
| 平成 30 年 (2018 年) | 第五次環境基本計画(4月閣議決定)、第四次循環型社会形成推進基本計画(6月閣議決定)、気候変動適応法(6月公布、12月施行)、気候変動適応計画(11月閣議決定) | かながわプラごみゼロ宣言(9月) | SDGs未来都市に選定(6月)、かまくらプラごみゼロ宣言(10月) |
| 令和元年 (2019 年) | プラスチック資源循環戦略(5月政府決定)、食品ロスの削減の推進に関する法律(5月公布、10月施行)、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(3月閣議決定) | かながわ気候非常事態宣言(2月) | 鎌倉市気候非常事態宣言(2月) |
| 令和2年 (2020 年) | 2050年カーボンニュートラルを表明(10月内閣総理大臣所信表明) | | |
| 令和3年 (2021 年) | 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正(6月公布、6月施行、令和4年4月施行)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(6月公布、令和4年4月施行) 地球温暖化対策計画の変更、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の変更、気候変動適応計画の変更(10月閣議決定)、 日本のNDC(国が決定する貢献)の変更(10月地球温暖化対策推進本部決定) | 神奈川県地球温暖化対策計画改定(3月) | |

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)について

※持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)

2001年に策定されたミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)の後継として国連で定められた、2016年から2030年までの国際目標。MDGsの残された課題(例:保健、教育)や新たに顕在化した課題(例:環境、格差拡大)に対応すべく、新たに17ゴール・169ターゲットからなる持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を策定。7回に及ぶ政府間交渉を経て、平成27年(2015年)8月に実質合意されました。

平成27年(2015年)9月にニューヨークで開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」が採択されました。これは、2016年から2030年までの国際目標であり、新たに顕在化した環境等の課題に対応するため、17ゴール・169ターゲットからなる持続可能な開発目標が設定されました。

採択された2030アジェンダの最大の特徴は、持続可能な環境や社会を実現するために先進国を含む全ての国が取り組むという「ユニバーサリティ」にあり、国際社会が2030年までに持続可能な開発を実現するという共通課題に取り組んでいくための重要な指針となっています。

この2030アジェンダは持続可能な開発目標として17の目標を掲げていますが、再生可能エネルギーの拡大や気候変動に対する適応力の強化等の環境に関する項目が盛り込まれました。本計画においても、本指針を考慮して進めていく必要があると考えます。

(17の目標のうち主な環境に関する項目)

- ・2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- ・2030年までに、クリーン技術及び環境に配慮した技術の導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。
- ・2030年までに、大気の水質と廃棄物の管理に特別の注意を払い、都市の一人当りの環境上の悪影響を軽減する。
- ・2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- ・気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じることとし、すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応力を強化し、気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。また、気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力制度機能を改善する。
- ・自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- ・開発途上国に対し、相互に合意した条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転普及及び拡散を促進する。

参考URL: 外務省ホームページ「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択する国連サミット https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page3_001387.html

第2章 鎌倉市のすがた ～鎌倉市の概況と環境面から見た特徴～

1 地域の概況

(1) 位置と地勢

鎌倉市は、神奈川県南部にあり、多くの歴史的遺産と、それを取り巻く固有の歴史的風土を持つ都市です。総面積は 39.66 km² であり、東西に 8.75km、南北に 5.20kmの広がりを持ち、南は相模湾に面し、多摩・三浦丘陵群の小高い山々に三方を囲まれた美しい自然環境に恵まれています。

■鎌倉市の位置



三方を山々に囲まれた鎌倉市街
(上空から航空機により撮影)

(2) 気象

神奈川県は気候が温暖で、平地や山地などさまざまな環境があるために、生物多様性や個体数が豊富だといわれています。鎌倉の気候はその中でも、南に面する海からの影響が大きく、内陸に比べて夏は涼しく冬は暖かい、県下でも気候に恵まれた地域となっています。

神奈川県の年平均気温の観測結果は、長期的に有意な上昇傾向を示しており、100年当たり2.0℃の割合で上昇しています。また、平成25年(2013年)8月と平成28年(2016年)8月には、日最高気温37.4℃と統計開始以来最も高い記録を更新するなど、真夏日、猛暑日及び熱帯夜の日数は増加しています。

■鎌倉市の気象状況

| 年別 | 気温 (°C) | | | 降水量 総量 (mm) | 湿度 年平均 (%) |
|-----------------|---------|------|------|----------------|---------------|
| | 年平均 | 日最高 | 日最低 | | |
| 平成 27 年 (2015年) | 16.6 | 34.9 | -2.7 | 1,568.0 | 72.5 |
| 28 年 (2016年) | 16.8 | 34.9 | -3.5 | 1,570.5 | 72.3 |
| 29 年 (2017年) | 16.1 | 33.7 | -2.0 | 1,547.0 | 72.3 |
| 30 年 (2018年) | 16.9 | 34.9 | -3.7 | 1,177.5 | 75.8 |
| 令和元 年 (2019年) | 16.6 | 34.3 | -0.6 | 1,566.0 | 72.7 |

資料：「鎌倉の統計」

※過去約 100 年間の鎌倉市周辺の気象データは、「2 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)」(P99)のグラフもご参照ください。

(3) 人口

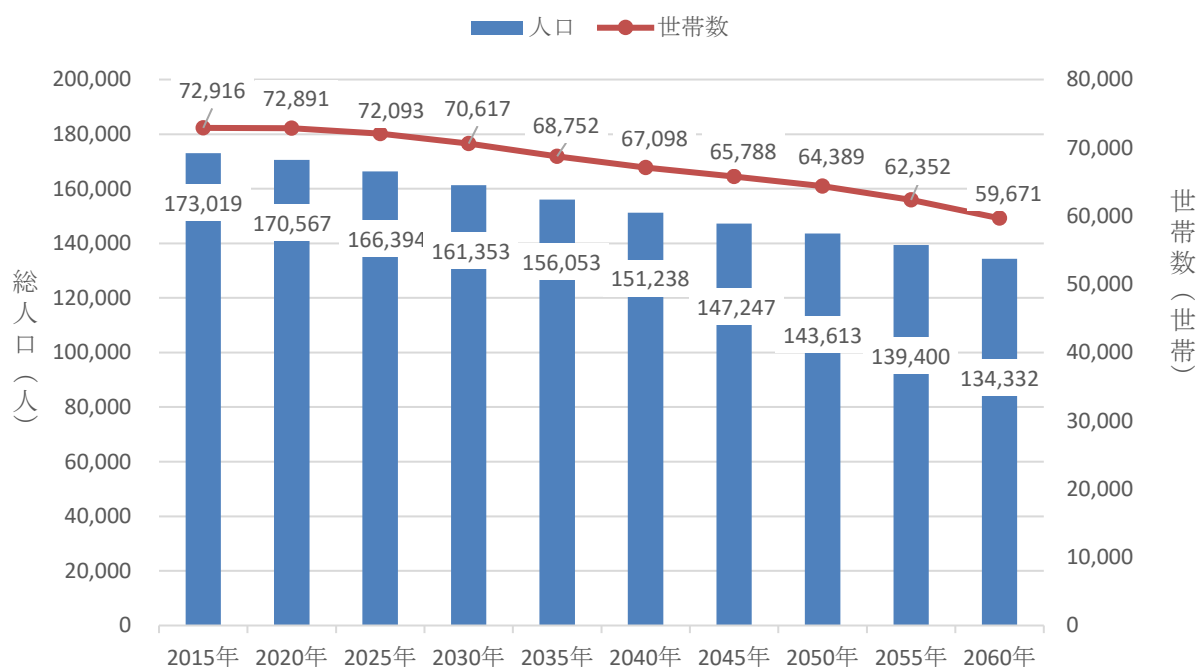
本市の人口は、平成31年（2019年）1月1日現在で172,254人と平成17年（2005年）以降、17万人台を維持していますが、令和7年（2025年）には166,394人に減少し、その後、令和42年（2060年）には134,332人にまで減少するものと推計しています。

平成27年（2015年）と令和7年（2025年）の人口を比較すると、0～14歳の年少人口は2,736人減少し17,899人（11.9%から10.8%）に、15～64歳の生産年齢人口は3,736人減少し、95,670人（57.5%で割合は変わらず）に、65歳以上の老年人口は153人減少し52,825人（30.6%から31.7%）になることが推計されており、少子高齢化がより一層進行することが見込まれます。

また、世帯数は、人口の減少に伴い減少し、一世帯あたりの人数も減少傾向がみられ、「夫婦と子からなる世帯」が減少する一方、高齢者の「単独世帯」は増加することが予測されています。

こうした人口や世帯数の変化は、市内全体のエネルギー使用量や廃棄物排出量、また地域コミュニティの環境保全活動などにも影響をもたらすものと考えられます。

■人口と世帯数の推計



※人口：平成27年（2015年）国勢調査を基準とし、自然増減や社会移動については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」の値を設定したものの。

※世帯数：平成27年（2015年）国勢調査における性別・年齢階級別世帯主数を基に、性別・年齢階級別に人口に対する世帯主率を算出し、市全体の性別・年齢階級別人口基本推計結果を用いて、世帯数を算出したもの。

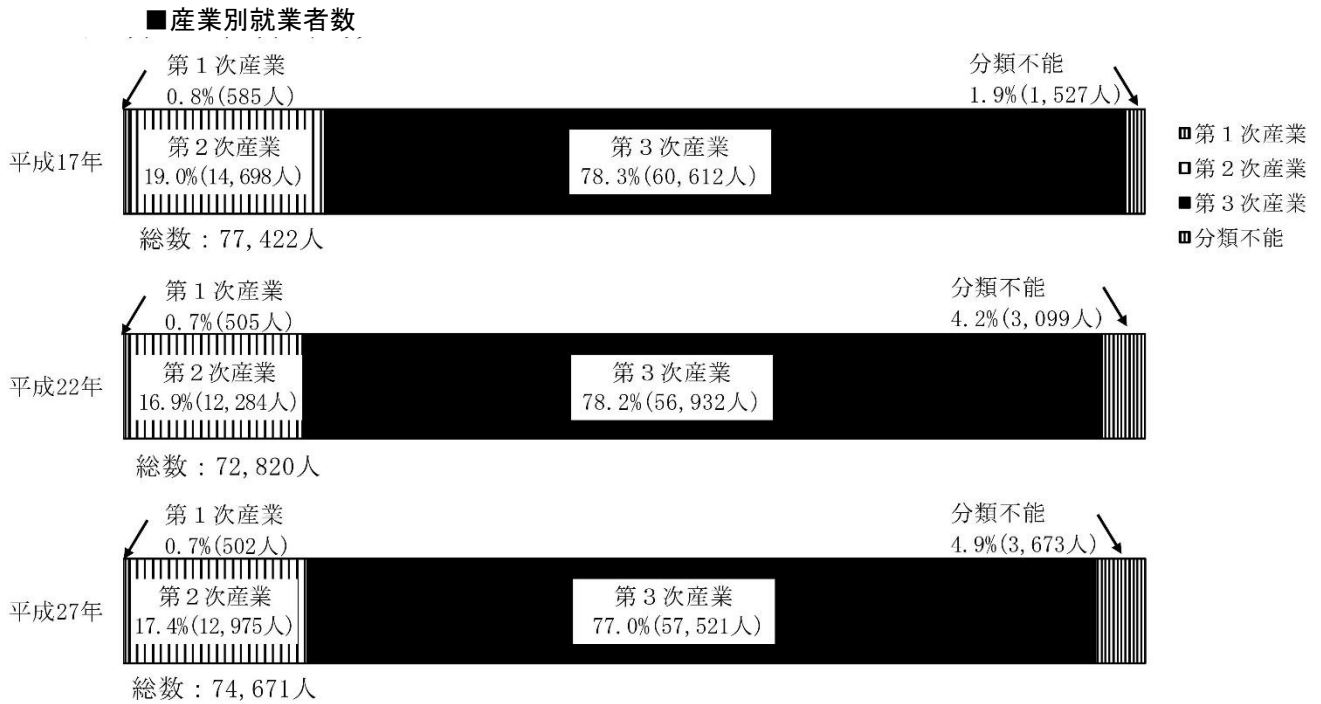
※基準値を国勢調査としているため、推計結果は各年10月1日現在の値。

資料：「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画」

第2章 鎌倉市のすがた

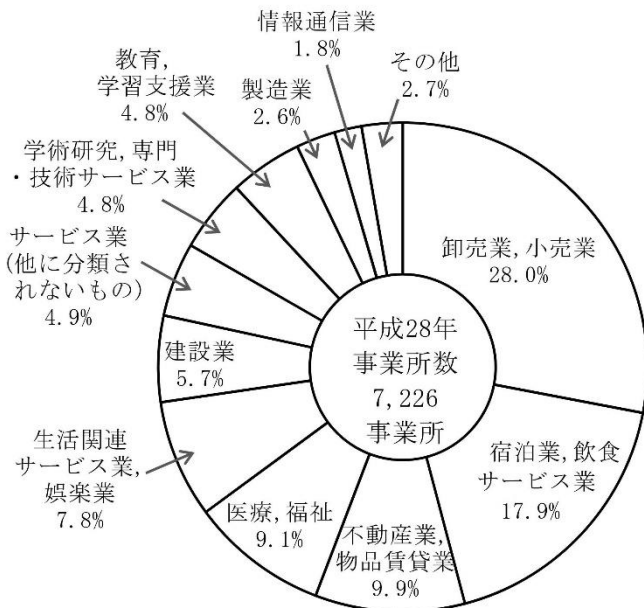
(4) 産業

本市の産業別就業者数は、平成27年(2015年)国勢調査結果によると、第3次産業が最も多く、次に第2次産業、第1次産業となっています。国の割合と比較すると、第1次産業は国が4.0%に対し市が0.7%、第2次産業は国が25.0%に対し市が17.4%と低くなっていますが、第3次産業は国が71.0%に対し市が77.0%と高くなっています。



資料：「鎌倉の統計」(国勢調査)

産業別事業所数は、平成28年(2016年)経済センサス活動調査によると、卸売業、小売業が最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業の順となっています。また、国の割合と比較すると、卸売業・小売業は国が25.4%に対し市が28.0%、宿泊業、飲食サービス業は国が13.0%に対し市が17.9%と高く、観光都市の特徴が表れています。



資料：「鎌倉の統計」(平成28年経済センサス活動調査)

(5) 土地利用

3,966^{※1}ヘクタールの市域のうち約2,569ヘクタールが市街化区域^{※2}、約1,384ヘクタールが市街化調整区域^{※3}となっています。また、歴史的風土保存区域^{※4}が約989ヘクタール(うち歴史的風土特別保存地区^{※5}が約573.6ヘクタール)、近郊緑地保全区域^{※6}が約294ヘクタール(うち近郊緑地特別保全地区^{※7}約131ヘクタール)、特別緑地保全地区^{※8}が約49.4ヘクタール(11箇所)あり、合計で約1,332.4ヘクタールとなり、市域の約3分の1の面積を占めています。これらの区域の多くは緑地で古都としてのたたずまいを醸し出しています。

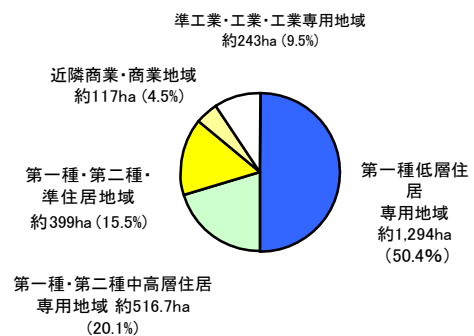
なお、具体的には、住宅系土地利用^{※9}は、海浜に向けて広がりを見せる地域、谷戸地形を利用した地域、宅地開発された地域等で市域の約3分の1を占めます。

■市街化区域及び市街化調整区域



(平成28年11月1日神奈川県告示)

■用途地域別面積



(平成30年6月15日鎌倉市告示)

「鎌倉の統計」より

- ※1 国土地理院「全国都道府市区町村別面積調」の面積のため、神奈川県が都市計画決定している市街化区域と市街化調整区域の合計値と合致しない。
- ※2 「市街化区域」…都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
- ※3 「市街化調整区域」…都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
- ※4 「歴史的風土保存区域」…古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、古都における歴史的風土を保存するために必要な土地の区域として、国土交通大臣が指定するもの。
- ※5 「歴史的風土特別保存地区」…歴史的風土保存区域内において、歴史的風土の保存上重要な部分を構成している地域について、歴史的風土保存計画に基づき府県又は政令市が都市計画に定めるもの。
- ※6 「近郊緑地保全区域」…首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏の近郊整備地帯内の樹林地等で相当規模を有しているもののうち、無秩序な市街化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる首都及びその周辺の住民の健全な心身の保持及び増進等の効果が著しい区域を、国土交通大臣が指定するもの。
- ※7 「近郊緑地特別保全地区」…近郊緑地保全区域内の特別緑地保全地区で、近郊緑地保全区域内において近郊緑地の保全のために特に必要とされるもの。
- ※8 「特別緑地保全地区」…都市緑地法に基づき、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等を現状凍結的に保全することを目的として、都道府県又は市町村が都市計画に定めるもの。
- ※9 「住宅系土地利用」…都市計画基礎調査における、住宅用地、集合住宅用地、店舗併用住宅用地、作業所併用住宅用地、併用集合住宅用地を利用するもの。

(6) 交通の状況

道路交通状況は、横浜横須賀道路、国道1号、国道134号などの広域幹線道路が市の外側または外縁部に位置し、市域を囲んでいます。市内の鉄軌道網には、JR、江ノ電、湘南モノレールがあり、鎌倉駅と大船駅がバスも含めて主要な公共交通の結節点となっていますが、交通渋滞等による定時運行の困難さや運行速度の低下などが問題となっています。

■公共交通機関網図



資料：「鎌倉市交通マスタープラン」
(平成16年)

2 環境面から見た鎌倉の特徴

(1) 豊かな自然環境と歴史的遺産

海と山に囲まれた自然の好条件を生かし、わが国ではじめてここ鎌倉に武家政権が開かれてから、この地に伝統ある豊かな文化と歴史的遺産が育まれてきました。鎌倉は日本の古都として世界的な知名度を有しています。

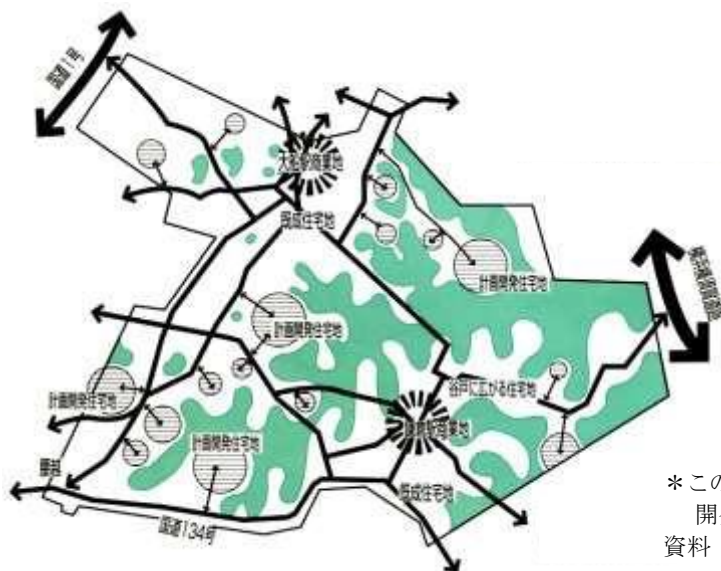
また、散策の楽しめるまちである鎌倉は、身近に自然環境や歴史的遺産があり、生活の中で四季の変化や自然とのふれあいを感じることができます。景観に関する意識も高く、古都としての風格を基調とし、地域の特性を生かした都市景観形成に関する施策が積極的に行われています。

→P42「⑥歴史的遺産」、P47「⑦緑・水辺」、P54「⑧景観」、P70「⑩自然とのふれあい」参照

(2) さまざまな都市構造

鎌倉の都市構造は、「自然環境と歴史的遺産豊かな地域」、「商業・工業が盛んな地域」、「良好な住宅地を形成する地域」、「魅力ある海浜空間を有する地域」など、さまざまな面を持った地域が複合しています。こうした特徴を踏まえ、地域特性に応じた環境施策を進めることが求められます。

■市街地構造の特徴



*この図において、計画開発住宅地とは、既に開発された住宅地のことを意味します。
資料：鎌倉市都市マスタープラン（平成27年）

(3) 観光都市としての発展

鎌倉は、豊かな自然環境と歴史的遺産に恵まれた観光都市であり、現在では全国・世界各地から毎年延べ2,000万人前後の多数の観光客が訪れ、まちににぎわいを与えています。

一方、来訪者が増加することで、交通渋滞やごみのポイ捨てなどによる美化の問題などの環境問題が生じているため、これらの問題に対応した環境施策を講じています。

→P24「②大気」、P38「⑤音」、P59「⑨美化」参照



観光客でにぎわう小町通り

(4) 環境への意識

大正時代に始まった(一社)鎌倉同人会、そして昭和39年(1964年)に設立された(公財)鎌倉風致保存会など、鎌倉には、市民が環境保全のために自主的に行動してきたという長い伝統が培われています。

(公財)鎌倉風致保存会のナショナルトラスト運動は鎌倉だけにとどまらず日本の世論を動かし、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)」(昭和41年1月法律第1号)制定のきっかけとなりました。

市内には、環境保全活動に取り組む団体が数多くあり、自ら行動する鎌倉の良き伝統が受け継がれています。また、企業の社会的責任の浸透により、事業者による環境保全活動も定着しつつあります。

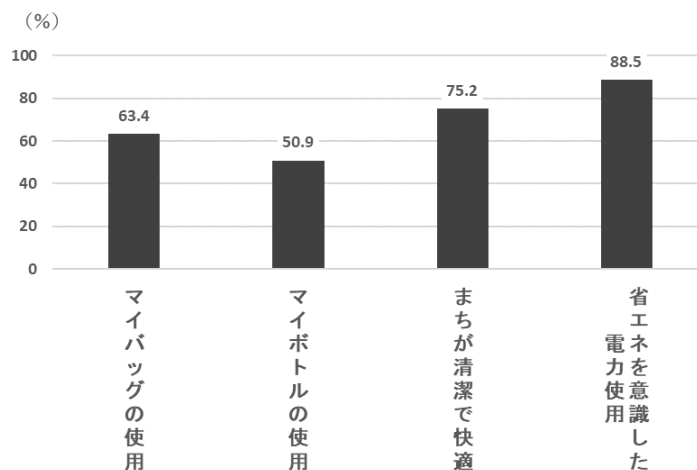
(古都保存法制定の経緯)

昭和39年に鶴岡八幡宮の裏山(御谷地区)に宅地造成計画が持ち上がり、この計画に反対した一般市民等が反対運動を行いました。この開発反対・歴史的風土の保存運動は後に御谷(おやつ)騒動と呼ばれ、開発計画を断念させるとともに、募金等による土地の買い上げ(日本初のナショナルトラスト運動)という成果を得ました。そしてこの運動を契機に、昭和41年に古都保存法が制定されました。

「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画に係るアンケート調査」によると、「あなたは、照明をこまめに消したり、電球をLED電球に変えたりするなど、省エネを意識した電力使用を行っていますか」という問いに対して、「常に行っている」、「ときどき行っている」と回答した市民が88.5%と、高い割合を示しています。

しかし、「あなたは、日頃からマイボトルを使用していますか」という問いに対して、「外出する時は常に持ち歩いて使用している」、「なるべく使用しようと考え概ねできている」と回答した市民が50.9%と約5割のため、今後も市民への意識を高めるための啓発に関する施策をより一層推し進める必要があります。

■ 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画に係るアンケート調査結果(生活環境に係る部分のみ)



※各質問項目に対し、「外出する時は常に持ち歩いて使用している」、「なるべく使用しようと考え概ねできている」、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「常に行っている」、「ときどき行っている」と回答した割合。

資料:「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画に係るアンケート調査」(令和2年(2020年)1月実施)より抜粋

第3章 基本理念及び基本方針と計画の目標 ～環境基本計画のめざすもの～

1 基本理念及び基本方針

鎌倉市環境基本条例では、自然環境と歴史的遺産に恵まれた本市の特徴を踏まえ、環境保全の3つの基本理念を定めました。鎌倉市環境基本計画では、その基本理念をもとに、令和7年(2025年)を展望して以下の4つの基本方針を掲げます。

< 基本理念 > (鎌倉市環境基本条例)

1

環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2

環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって、行われなければならない。

3

地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

< 基本方針 > (鎌倉市環境基本計画)

1

環境の恵みを将来世代に継承します。

2

環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会を築きます。

3

自然環境や歴史的遺産など鎌倉の個性を尊重し、共生していきます。

4

鎌倉から地球環境保全をすすめます。

2 計画の目標

環境理念を実現するため、基本方針を設定するとともに環境目標を定め、さらに目標ごとの施策の展開と市民、事業者、滞在者、市の役割を明らかにします。

鎌倉市環境基本条例 第3条

<基本理念>

環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって、行われなければならない。

地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

<基本方針>

環境の恵みを将来世代に継承します。

環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会を築きます。

自然環境や歴史的遺産など鎌倉の個性を尊重し、共生していきます。

鎌倉から地球環境保全をすすめます。

<目標の柱>

<目標の項目>

<目標>

| | | |
|-------------------------|---|---|
| 地球環境の保全 | ①地球環境 | ・将来の世代も安全で快適に暮らせるよう、持続可能な地球環境の実現をめざします。 (①地球環境の施策の体系「1 地球温暖化対策の推進」については「2 地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)」をご覧ください。) |
| 人の健康の保護と生活環境の保全 | ②大気 ③水・土 ④化学物質・放射性物質 ⑤音 | ・誰もが深呼吸を楽しめるまちにします。 ・生物がすみやすい水や土壌の環境を広めます。 ・化学物質及び放射性物質の安全対策を徹底します。 ・自然が醸し出す音に親しめるまちにします。 |
| 歴史的文化的環境の確保 | ⑥歴史的遺産 | ・古都鎌倉の歴史的遺産と共生するまちづくりを進めます。 |
| 良好な都市環境の創造 | ⑦緑・水辺 ⑧景観 ⑨美化 | ・緑と水辺を身近に感じられるまちにします。 ・風格ある古都の景観を継承します。 ・ごみの散乱や落書きのない美しいまちをめざします。 |
| 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保 | ⑩生態系の保全 ⑪自然とのふれあい | ・鎌倉本来の生態系を守ります。 ・日常生活の中で、海、山、川など自然とふれあう機会を充実させます。 |
| 循環型社会の構築 | ⑫廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用 ⑬健全な水循環の推進 ⑭エネルギーの有効利用 | ・「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざします。 ・健全な水循環の維持や回復に取り組みます。 ・「地域ので、新たな豊かさや安心を次代へ紡ぐ、スマートエネルギー都市・鎌倉」をめざします。 |
| 災害と環境への取組 | ⑮災害により想定される環境負荷への取組 | ・大規模災害による環境負荷を低減できるまちにします。 |
| 環境教育の推進 | ⑯環境教育 | ・意欲的に環境保全に取り組む人を育てます。 (⑯環境教育については「3 鎌倉市環境教育行動計画」をご覧ください。) |

第4章 計画における環境施策 ～目標を達成するための具体的な行動～

1 目標ごとの施策の展開と市民、事業者、滞在者、行政の役割

第3章に示した目標を達成するために、第4章では、具体的な目標のそれぞれについて、施策の体系と、国、県の施策を踏まえた市民、事業者、滞在者、行政の役割分担を示しています。行政だけではなく、市民、事業者、滞在者と行政が共に連携しながら共通の目標に向かって行動していく必要があるからです。

また、第3期鎌倉市環境基本計画では、具体的に施策の進捗状況を把握するため「目標を達成するための指標」を設定しています。

なお、それぞれの目標に対する施策の中には、複数の目標に位置づけられているものがあります。例えば、緑地の保全などです。このような施策については、関連する目標についての施策の体系に位置づけるとともに、特に関係の深い目標のところで詳しく掲げています。

2 SDGs未来都市について

国は平成30年(2018年)6月、地方公共団体によるSDGsの目標の達成に向けた優れた取組を提案した29都市を「SDGs未来都市」として選定し、鎌倉市は『持続可能な都市経営「SDGs未来都市かまくら」の創造』を提案し、SDGs未来都市に選定されました。鎌倉市は、現在、SDGs未来都市の創造を進めています。

3 SDGsと本計画について

SDGsは、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された、人と地球の未来のために2030年(令和12年)までに達成すべき17の目標と、その実現のための169のターゲットです。国際社会で普遍的に適用されるこれらの目標を達成するために企業や自治体が取組を進めています。SDGsの17の目標について、本計画と関連性のある目標を念頭に計画を推進します。



I 地球環境の保全

①地球環境

将来の世代も安全で快適に暮らせるよう、

持続可能な地球環境の実現をめざします。

▶ 現状と課題

地球環境は、大気、水、土壌及び生物などの間を物質が循環し、生態系が微妙な均衡を保つことで成り立っています。その地球で、人の社会経済活動による環境への負荷が、自然の持つ吸収力を超え地球環境問題が生じています。

地球環境問題で現在、最大の課題は地球温暖化です。産業革命以降の化石燃料の使用などが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させ、地球温暖化を招いています。「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、1990年（平成2年）から2014年（平成26年）までの間に5回にわたり報告書を公表しており、人間活動が及ぼす温暖化への影響については、徐々に精度が高まってきましたが、2021年（令和3年）8月に公表された第6次評価報告書第1作業部会報告書（自然科学的根拠）では、ついに「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」と初めて断定されました。

パリ協定は、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べ2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを目標としていますが、同報告書によると、産業革命前と比べた世界の平均気温は、2011年（平成23年）から2020年（令和2年）までの10年間で既に1.09℃上昇したとされています。

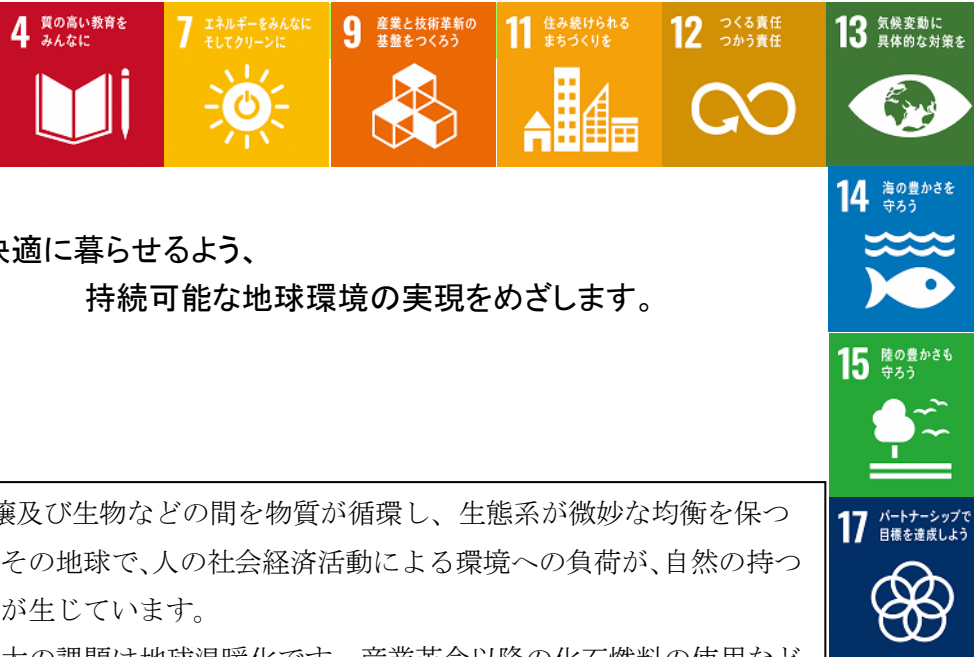
また、同報告書では、世界平均気温は、全ての排出シナリオにおいて、少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続け、向こう数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に、産業革命前と比べ2℃を超えると予測しています。

地球温暖化以外では、砂漠化、酸性雨、生物多様性の減少、オゾン層の破壊、海洋プラスチック、食品ロスの問題等が挙げられます。

私たちは、地球上のあらゆる人々が、良好な環境の中で基本的な欲求を満たすことができる社会を作り上げ、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

このために、地方自治体においてはその区域の自然的社会的条件に応じて地球環境への負荷を軽減するための計画を策定することが求められます。鎌倉市民一人ひとりが世代間・地域間・生命間の公平を目指し、地球市民の自覚を持って、世代や地域を越えて行動することが必要です。

※なお、地球温暖化についての詳細は本計画の「2 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）」を参照。



第4章 計画における環境施策

①地球環境

▶ 目標を達成するための指標

- ▶ 鎌倉市域における令和12年度（2030年度）の二酸化炭素排出量を、平成25年度（2013年度）に比べ46%削減する（地球温暖化緩和策）
- ▶ 気候変動適応を推進し、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す（地球温暖化適応策）

▶ 施策の体系

1 地球温暖化対策の推進

- ① 行動を変える省エネルギーの推進（ソフト面）
- ② 高効率機器や高断熱建物による省エネルギーの推進（ハード面）
- ③ 再生可能エネルギー等の導入促進
- ④ 脱炭素まちづくりの推進
- ⑤ ゼロ・ウェイストかまくらの実現
- ⑥ 地球温暖化への適応

※本計画では、「地球温暖化対策の推進」を市全体で取り組むため、「2 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）」を収めて策定します。

2 その他の地球環境問題への対応

- 持続可能な森林利用
公共工事および民間工事における持続可能な方法で生産された木材使用等の推進
- オゾン層の破壊の防止
フロン回収の推進
- 酸性雨の防止
自動車排気ガス対策の推進（「Ⅱ-②大気」参照）
- プラスチックごみによる海洋汚染の防止
プラスチックごみの発生抑制と適正な排出等の推進
- 食品ロスの削減
食品ロス削減の推進

3 地球市民としての環境活動


- 都市間の交流等による自治体同士の連携、情報交換
- 市民による環境活動の推進
- 国際教育の推進

◎関連条例

- ・ 鎌倉市市民のくらしをまもる条例（昭和50年6月条例第1号）
- ・ 鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例（平成2年3月条例第12号）

※条例に基づいて自転車等駐車場の整備が進むことにより、乗用車から、窒素酸化物や二酸化炭素等を排出しない環境にやさしい自転車への転換が図られるとして、関連条例に位置付けています。

- ・ 鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例（平成4年12月条例第8号）
- ・ 鎌倉市まちづくり条例（平成23年10月条例第8号）
- ・ 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例（平成9年7月条例第5号）
- ・ 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号）

 施策の展開

1 地球温暖化対策の推進

「地球温暖化対策の推進」については「2 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）」をご覧ください。

2 その他の地球環境問題への対応

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | 担当課等 | |
|---------------------|--|---|---------|
| ①持続可能な森林利用 | 公共工事および民間工事における持続可能な方法で生産された木材使用等の推進 | | |
| | 市民 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅建設時に違法伐採した木材を使用した建材を使用しないよう設計者や工務店に要請します。 違法伐採に対する方策に協力します。 | |
| | 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 事業活動において合法木材製品(※)の使用を推進します。 ※グリーン購入法基本方針に則り、伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされたもの 違法伐採に対する方策に協力します。 | |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> 市の工事に際し、型枠材の適正な選定や合法木材製品の使用をしていきます。 | 公的不動産活用課/各施設所管課 | |
| ②オゾン層の破壊の防止 | フロン回収の推進 | | |
| | 市民 | <ul style="list-style-type: none"> 家電リサイクル法にかなった処分に協力し、オゾン層破壊物質を使用する機器を廃棄する時はオゾン層破壊物質を大気中へ排出しないように努めます。 | |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> 特定フロン等については、温暖化防止の観点からも回収事業を進めます。 | ごみ減量対策課 | |
| ③酸性雨の防止 | 自動車排気ガス対策の推進(「Ⅱ-②大気」参照) | | |
| | 市民 | <ul style="list-style-type: none"> 自動車を使用する際は、エコドライブを実践します。 公共交通機関、自転車と徒歩による環境負荷の低い交通手段に移行するよう努めます。 | 環境政策課 |
| | 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> アイドリングストップをはじめエコドライブを行うよう心がけます。 | 環境政策課 |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> 市の保有車両を NO_x(窒素酸化物)や PM(粒子状物質)などの排出量の少ないものにします。 アイドリングストップをはじめエコドライブを行うよう心がけます。 | 公的不動産活用課 環境政策課/ 公的不動産活用課 | |
| ④プラスチックごみによる海洋汚染の防止 | プラスチックごみの発生抑制と適正な排出等の推進 | | |
| | 市民 | <ul style="list-style-type: none"> 使い捨てプラスチック製品の使用を控えます。 | ごみ減量対策課 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 使い捨てプラスチックの自主回収を進めます。 排出事業者において排出抑制・再資源化を進めます。 | ごみ減量対策課 | |

| | | | |
|-----------------|-----|---|-----------------------------|
| | 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ、マイボトルの使用、使い捨てプラスチック製品の使用を控えるなどの啓発を行います。 ・自治・町内会主催の祭りなどのイベントでは、繰り返し使えるリユース食器の利用促進を図ります。 ・マイボトルを普及するため、公共施設や駅等における、給水スポットを拡げていきます。 ・誰でも気軽に参加できる「クリーンアップかまくら市内一斉清掃」を実施し、まちやうみ(海浜)の美化活動を推進していきます。 | <p>ごみ減量対策課</p> <p>環境保全課</p> |
| ⑤食品ロスの削減 | | | |
| 食品ロス削減の推進 | | | |
| | 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブを利用します。 ・食材の使い切りや食べ切りを心がけます。 | ごみ減量対策課 |
| | 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・3010(さんまるいちまる)運動の推進、少量メニューの導入、ドギーバッグの利用促進などにより、食品ロスの削減に向けて取組を進めます。 ・「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」の協力店は、店頭へのステッカー・ポスターの掲示や具体的な取組内容の掲示などにより、利用者に対する食品ロス削減についての周知啓発を図ります。 | ごみ減量対策課 |
| | 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・手つかず食品や食べ残し等の減量を図るため、市の刊行物やパンフレット、SNS(FacebookやTwitterなど)による啓発を行います。 ・食品ロスの発生量や発生要因の調査・研究を行い、効果的な削減方法やその啓発方法について検討します。 ・フードドライブを拡充します。 | ごみ減量対策課 |

第4章 計画における環境施策

①地球環境

3 地球市民としての環境活動

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|--------------------------|-----------|--|-------------------------------|
| ①都市間の交流等による自治体同士の連携、情報交換 | 市 | <ul style="list-style-type: none"> 自治体間ネットワーク等を通じて、政策の交流・情報交換等を図ります。 姉妹都市・友好都市との市民レベルの交流事業を支援していくとともに、交流事業の推進及び支援に努めます。 | 環境政策課 文化課 |
| | 市民 | <ul style="list-style-type: none"> 世界に開かれたまちづくりを目指し、国際交流・協力活動に参加していきます。 商品を購入するときなどに環境負荷の少ないものを選択し、安全で豊かな消費生活を送れるよう環境に配慮した消費行動に取り組みます。 | 文化課 地域共生課 |
| ②市民による環境活動の推進 | 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 商品の原産地を明らかにするなど、国際的に公正な事業活動の実践に努めます。 国際交流・協力活動に参加し、推進していきます。 | |
| | 市 | <ul style="list-style-type: none"> 市民団体のネットワーク化を進めるとともに、市内の人材に係る情報を整備します。 市内の市民団体が行う国際交流・協力活動に対し支援を行うとともに、市と市民・市民団体が連携しながら情報の共有とネットワーク化を図ります。 市民一人ひとりが、消費者として自ら考え、環境に配慮した消費行動ができるよう情報と支援を提供します。 | 環境政策課 文化課 地域共生課 |
| | 市 | <ul style="list-style-type: none"> 各学校において、各教科、特別活動、総合的な学習の時間で国際教育を進め、国際理解・国際交流を推進します。 | 教育指導課 |

| 国の施策等 | 県の施策等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 消費者基本計画に基づく施策の推進 地球温暖化対策計画に基づく施策の推進 地球温暖化対策のための「COOL CHOICE(=賢い選択)」の展開 エコアクション21の推進 気候変動適応計画に基づく施策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> かながわエコ10(てん)トライ等に基づく施策の推進 マイエコ10(てん)宣言(家庭の省エネ・節電バージョン)及び(プラゴミゼロ宣言バージョン)の取組 神奈川県地球温暖化防止活動推進員による住民の理解 神奈川県地球温暖化防止活動推進センターの設置 神奈川県気候変動適応センターの設置 かながわプラゴミゼロ宣言 |

II 人の健康の保護と生活環境の保全



②大気

誰もが深呼吸を楽しめるまちにします。

現状と課題

大気汚染は、人の健康や生活環境に影響を及ぼすおそれがあるだけでなく、酸性雨の原因となり、文化財や身近な動植物にも影響を及ぼすおそれがあります。

大気汚染に係る環境基準として二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの5物質、有害大気汚染物質に係る環境基準としてベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質、その他、ダイオキシン類に係る環境基準が定められています。

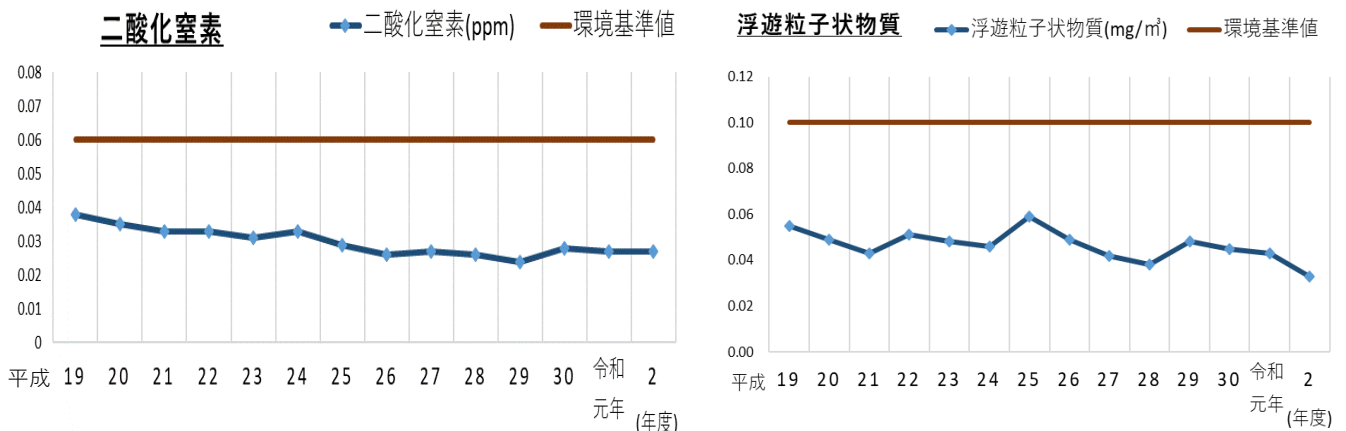
また、国は環境基本法に基づき平成21年（2009年）9月にPM2.5の環境基準を告示し、平成25年（2013年）3月には専門家による会合において、「最近の微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染への対応」を取りまとめ「注意喚起のための暫定指針」を提示しました。

なお、PM2.5の生成機構は、温度・湿度などの気象条件による影響もあると言われていますが、十分には解明されていません。

神奈川県では大気環境の改善を目的として、県内全域でディーゼル車の運行規制や低公害車の導入が義務付けられています。鎌倉は、東京・横浜等を取り巻く首都圏に位置していますが、大気環境は良好で、令和2年度（2020年度）の測定結果では、ほとんどの環境基準項目で環境基準を達成しています。しかし、光化学オキシダントは県内他の都市と同様に、依然として環境基準の達成はみられず、大気環境における課題となっています。

鎌倉では、樹木や草花のよい香りや磯の香りが楽しめ、誰もが深呼吸を楽しめるまちとなることを目標とします。

■大気汚染物質の環境基準の適合状況



資料：神奈川県
*測定地点 鎌倉市役所屋上

▶ 目標を達成するための指標

| | |
|-------------------|---------|
| ▶ 二酸化窒素などの大気汚染物質 | 環境基準の達成 |
| ▶ ベンゼンなどの有害大気汚染物質 | 環境基準の達成 |
| ▶ 大気中のダイオキシン類 | 環境基準の達成 |

▶ 施策の体系

1 工場等からの固定発生源対策の推進

- 工場・事業所からの大気汚染物質の排出規制
- 工場・事業所からの有害大気汚染物質・ダイオキシン類の排出規制
- 工場・事業所からの悪臭の排出規制・指導
- 建設工事等からの排出規制・指導（悪臭）

2 自動車交通公害対策の推進

- 自動車排気ガス対策の推進
 - 低公害車の導入普及
 - アイドリングストップの啓発
- 自動車交通量の抑制（「Ⅱ－⑤音」参照）
- 交通の円滑化

3 近隣問題対策の推進

- 悪臭等への配慮の指導・要請

◎関連条例

・ 鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例（平成2年3月条例第12号）

※条例に基づいて自転車等駐車場の整備が進むことにより、乗用車から、窒素酸化物や二酸化炭素等を排出しない環境にやさしい自転車への転換が図られるとして、関連条例に位置付けています。

・ 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号）

■ 有害大気汚染物質及びダイオキシン類の測定結果

| 有害大気汚染物質 (mg/m ³) | | | | | 環境基準 |
|-------------------------------|------------|--------|--------|-----------|----------|
| 年度 物質名 | 平成 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和 元年度 | |
| ベンゼン | 0.0007 | 0.0006 | 0.0009 | 0.0008 | 0.003 以下 |
| トリクロロ エチレン | <0.02 | <0.02 | <0.02 | 0.0002 | 0.13 以下* |
| テトラクロロ エチレン | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | 0.2 以下 |
| ジクロロ メタン | <0.015 | <0.015 | <0.015 | <0.015 | 0.15 以下 |

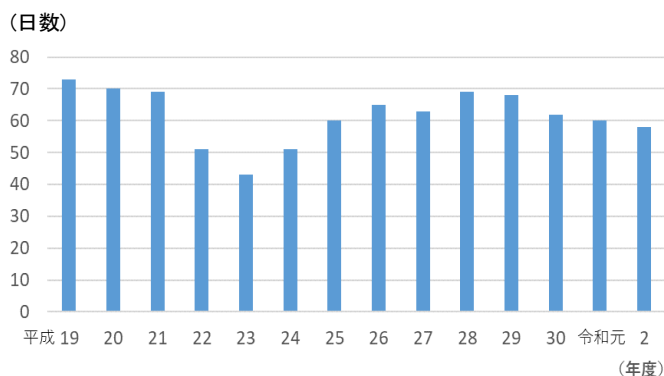
※トリクロロエチレンの環境基準は平成30年(2018年) 資料：鎌倉市
11月19日に改正（環境省告示第100号）
令和元年度をもって市での有害大気汚染物質の測定を終了

ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)


| 年度 物質名 | 平成 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 環境基準 |
|-------------|------------|-------|-------|-------|--------|
| ダイオキ シン類 | 0.022 | 0.020 | 0.030 | 0.028 | 0.6 以下 |

資料：神奈川県

■ 光化学オキシダント 環境基準を超えた日数



資料：神奈川県
測定地点 鎌倉市役所屋上

 施策の展開

1 工場等からの固定発生源対策の推進

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|---------------------------------|-----------|--|---------------------------------------|
| ①工場・事業所からの大気汚染物質の排出規制 | 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー等を適正に管理します。 ・大気汚染物質の排出量の少ない燃料を使用します。 | 環境保全課 環境保全課 |
| | 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設の排出ガスを適正に管理します。 ・大気環境について観測・監視を行います。 | 浄化センター/ 名越クリーンセンター 環境保全課 |
| ②工場・事業所からの有害大気汚染物質・ダイオキシン類の排出規制 | 事業者 | ・工場・事業所における排気ガスを適正に管理するとともに、有害大気汚染物質・ダイオキシン類の排出防止に努めます。 | 環境保全課 |
| | 市 | ・市の焼却施設の排出ガスを適正に管理します。 | 浄化センター/ 名越クリーンセンター |
| ③工場・事業所からの悪臭の排出規制・指導 | 事業者 | ・工場・事業所における排気ガスを適正に管理するとともに、悪臭の防止に努めます。 | 環境保全課 |
| | 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・固定発生源対策として工場・事業所に対する悪臭の指導を行います。 ・市の施設を適正に管理し、悪臭の防止に努めます。 | 環境保全課 浄化センター/ 名越・今泉クリーンセンター |
| ④建設工事等からの排出規制・指導(悪臭) | 事業者 | ・建設工事における大気汚染や悪臭の防止に努めます。 | 環境保全課 |
| | 市 | ・建設工事等に対する悪臭の指導を行います。 | 環境保全課 |

2 自動車交通公害対策の推進

【 】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|----------------------|---------------|--|---------------------------------|
| ①自動車排気ガス対策の推進 | 低公害車の導入普及 | | |
| | 市民 | ・マイカーは適正に管理するとともに、より低公害な車の利用を進めます。 【自動車排出ガス等環境基準適合状況】 | 環境政策課 環境保全課 |
| | 事業者 | ・より低公害な車両の導入に努めます。 | 環境政策課 |
| | 市 | ・より低公害な車の普及に努めます。 ・市の保有車両を、大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの低公害車に替えていきます。 【保有台数に対する低公害車の導入台数割合】 | 環境政策課/ 各課 公的不動産 活用課/各課 |
| | アイドリングストップの啓発 | | |
| | 市民 | ・自動車を利用する際はアイドリングストップに努めるとともにエコドライブを実践します。 | 環境政策課 |
| | 事業者 | ・アイドリングストップをはじめエコドライブを行うよう心がけます。 | 環境政策課 |
| | 市 | ・アイドリングストップをはじめエコドライブの周知に努めます。 【エコドライブの周知・アイドリングストップの啓発】 ・アイドリングストップをはじめエコドライブを行うよう心がけます。 | 環境政策課/ 公的不動産 活用課 |
| ②自動車交通量の抑制(「Ⅱ-⑤音」参照) | | | |
| ③交通の円滑化 | 市 | ・交差点改良等の道路改築により、交通の円滑化に努めます。 | 道路課/ 都市計画課 |

3 近隣問題対策の推進

【 】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|----------------|-----------|---|-------|
| ①悪臭等への配慮の指導・要請 | 市民 | ・近隣に迷惑となるような燃焼行為等を行わないよう努めます。 【屋外燃焼行為についての啓発】 | 環境保全課 |
| | 滞在者 | ・歩行喫煙等をやめ、マナーを守ります。 | 環境保全課 |

| 国の施策等 | 県の施策等 |
|--|--|
| <p>自動車公害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガス規制の段階的实施 ・低公害車の普及促進 ・自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質の特定地域における排出量の規制 ・固定発生源（工場・事業所）対策 ・大気汚染防止法に基づく規制の推進 ・監視・観測体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業所に対する大気汚染防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例による大気汚染及び悪臭の防止に関する規制の実施 ・ディーゼル車規制、低公害車の普及促進、エコドライブの普及推進 ・浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、PM2.5などの監視・観測体制の整備 |

▶ 主な環境施策

～PM2.5（微小粒子状物質）への対応について～

鎌倉市では、平成25年(2013年)3月9日から神奈川県においてPM2.5の高濃度予報が発令された場合には、注意喚起を促すために防災行政用無線、防災・安全情報メール等でお知らせするとともに、ホームページで公開することとしています。

※神奈川県ではPM2.5の常時監視を行い、測定結果等をホームページに掲載しています。

鎌倉市内の測定局において、日平均値が環境基準値（1立方メートル当たり35マイクログラム）を超過した日は、令和元年度(2019年度)、令和2年度(2020年度)ともありませんでした。

※PM2.5（微小粒子状物質）とは...大気中に浮遊している粒子のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小な粒子を“微小粒子状物質（PM2.5）”といいます。

粒子状物質は主に呼吸器系に沈着して健康に影響を及ぼすため、さらに小さな微小粒子状物質（PM2.5）は肺の奥まで達し、呼吸器系・循環器系及び肺がんの疾患が懸念されています。

（発生源と生成の仕組み）

PM2.5の主な発生源は、工場のボイラー・焼却炉などといったばい煙を発生する施設（固定発生源）や、自動車、船舶、航空機など（移動発生源）であると考えられています。

それ以外にも、土壌、海の塩、火山灰など自然由来のものや、他の地域から風に運ばれてくるものも原因のひとつであると言われています。



PM2.5発生または生成のしくみ（出典：神奈川県公害防止推進協議会）

II 人の健康の保護と生活環境の保全



③水・土

生物がすみやすい水や土壌の環境を広めます。

現状と課題

河川や湖沼、海域などの公共用水域については、人の健康の保護のために必要な項目（健康項目：カドミウム、鉛、ポリ塩化ビフェニル等）について環境基準が設定されており、平成24年（2012年）に「1,4-ジオキサン」が新たに追加され、平成26年（2014年）に「トリクロロエチレン」の基準値が強化されました。これらの健康項目については各水域とも基準を満たしています。

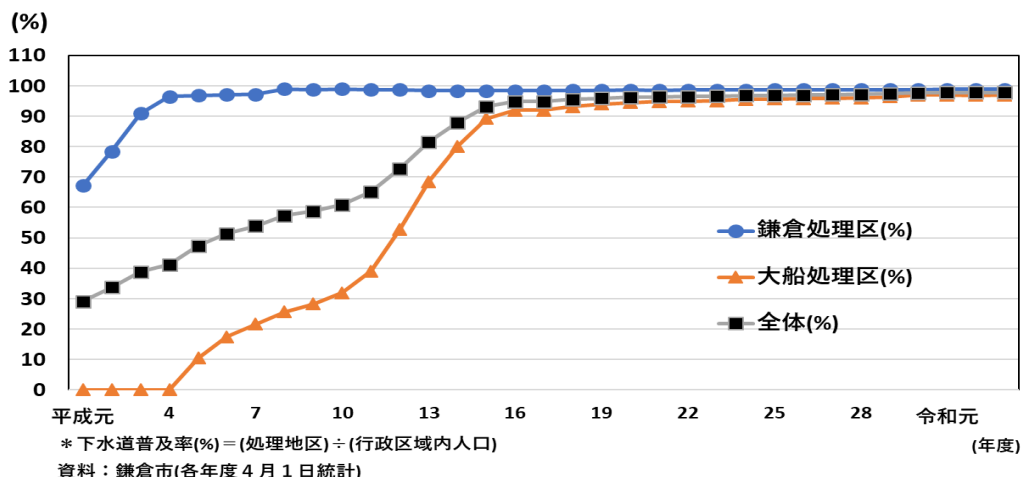
また、生活環境の保全のために必要な項目（生活環境項目：水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）等）についても、平成24年（2012年）に「ノニルフェノール」、平成25年（2013年）に「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の2種が新たに追加されています。生活環境項目については公共下水道の整備の進捗により水質の改善が進んでおり、各水域で基準を達成しています。

河川、海域の水質、底質及び土壌では、ダイオキシン類について環境基準が設定されており、市内のいずれの調査地点においても環境基準を満たす状況が続いています。

また、工場跡地の再開発等に伴い、重金属などによる土壌汚染が顕在化してきたため、国では平成15年（2003年）に土壌汚染対策法を施行し、平成22年（2010年）に改正しました。これを受けて、神奈川県においても、平成24年（2012年）10月の神奈川県生活環境の保全等に関する条例改正において、土壌対策に係る規定が見直されました。地下水の過剰採取等が原因で引き起こされる地盤沈下については、市内の各調査地点とも沈静化の傾向にあります。

河川や湖沼は、良好な生態系や景観を構成する要素であり、海域は漁業や海水浴、マリンスポーツなどの場であると同時に、海浜性動植物の生育場所となっており、これらの環境を維持していくことは重要です。このため、人や水辺の生物がすみやすい良好な水質と土壌を確保することを目標とします。

■下水道普及率の変化



▶ 目標を達成するための指標

| | |
|---------------------|---------|
| ▶ 河川水質 | 環境基準の達成 |
| ▶ 海域水質 | 環境基準の達成 |
| ▶ 地下水質 | 環境基準の達成 |
| ▶ ダイオキシン類（水質、底質、土壌） | 環境基準の達成 |
| ▶ 河川の水生生物 | 水質階級Ⅱ以上 |

▶ 施策の体系

1 水質の改善

- └ 公共下水道の整備・普及促進
- └ 工場・事業所における排水規制・指導
- └ 工場・事業所におけるダイオキシン類（水質）管理
- └ 生活排水対策の推進
- └ 側溝、河川、海浜の適正管理、清掃
- └ 河川の自然浄化能力の維持・回復

2 水量の確保

- └ 雨水の適正な地下浸透の促進
- └ 保水力の維持のための緑地の保全・緑化の推進

3 土壌・地下水汚染対策の推進

- └ 事業所としての土壌・地下水汚染の管理

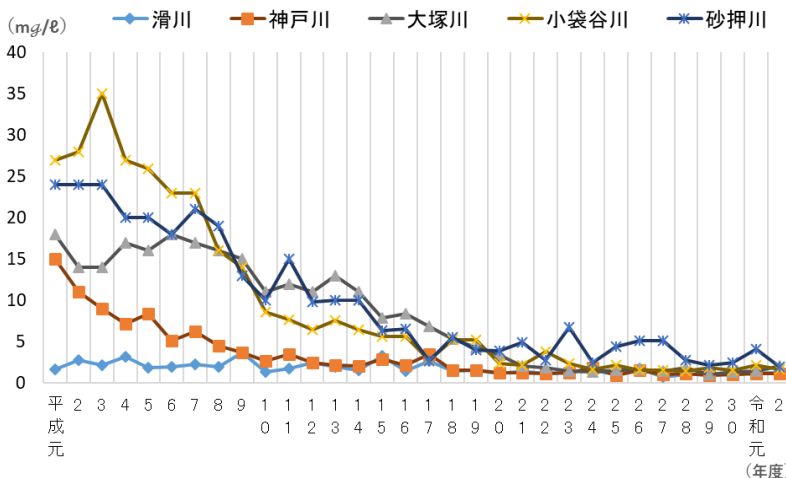
4 地盤沈下の監視

- └ 地盤沈下調査の実施

◎関連条例

- ・ 鎌倉市下水道条例（昭和46年6月条例第2号）
- ・ 鎌倉市水洗便所改造等の資金助成条例（昭和46年6月条例第3号）
- ・ 鎌倉市海岸の環境保全に関する条例（昭和49年4月条例第10号）
- ・ 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例（平成9年7月条例第5号）
- ・ 鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（平成13年3月条例第24号）
- ・ 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号）

■ 河川水質調査結果(BOD)の推移



* 調査結果より、鎌倉市内の河川の水質は、年々改善されてきているようです。理由のひとつとしては、公共下水道の普及に伴い、生活排水などの汚れた水が河川に排出されなくなってきたことが考えられます。（前ページ参照）

* BOD：生物化学的酸素要求量。水の汚れを示す指標になります。数値が高いほど汚れが大きいことを表します。（75%値を使用）

資料：「かまくらの環境」令和2年度 鎌倉市環境調査データ集



施策の展開

1 水質の改善

【 】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|--------------------------|-----------|--|---|
| ①公共下水道の整備・普及促進 | 市民 | ・公共下水道(汚水)の供用開始区域における接続を進めます。 【下水道普及率】【下水道接続率】 | 下水道経営課 |
| | 事業者 | ・公共下水道(汚水)の供用開始区域における接続を進めます。 | 下水道経営課 |
| | 市 | ・公共下水道(汚水)の整備・普及を進めます。 | 下水道経営課 下水道河川課 |
| ②工場・事業所における排水規制・指導 | 事業者 | ・工場・事業所における排水を適正に管理します。 | 環境保全課 |
| | 市 | ・工場・事業所に対する排水の適正管理の指導を行います。 ・市の施設からの排水を適正に管理します。 | 浄化センター 浄化センター/ 深沢・名越・今泉 クリーンセンター |
| ③工場・事業所におけるダイオキシン類(水質)管理 | 事業者 | ・工場・事業所から排出されるダイオキシン類を適正に管理します。 | 環境保全課 |
| | 市 | ・ダイオキシン類の情報を提供します。 ・市の施設から排出されるダイオキシン類を適正に管理します。 | 環境保全課 浄化センター |
| ④生活排水対策の推進 | 市民 | ・生活排水が河川等の水を汚すことのないように配慮します。 ・合成洗剤の使用をなるべく控え、石けん等の適正な利用を進めます。 | 環境保全課 環境保全課 |
| | 市 | ・石けん等の利用など水環境にやさしい生活の普及・啓発を行います。 | 環境保全課 |
| ⑤側溝、河川、海浜の適正管理清掃 | 市民 | ・河川等の水環境に関心を持ちます。 ・側溝、河川、海浜、池沼等を汚さないようにします。 | 環境保全課 各管理担当課 |
| | 事業者 | ・側溝、河川、海浜、池沼等を汚さないようにします。 | 各管理担当課 |
| | 滞在者 | ・側溝、河川、海浜、池沼等を汚さないようにします。 ・発生したごみは持ち帰るようにします。 | 各管理担当課 環境保全課 |
| | 市 | ・公園緑地の排水施設の適正管理、清掃に努めます。 ・側溝、河川、海浜、池沼等の適正管理、清掃に努めます。 【側溝、河川、海浜の汚泥処理量・ごみ収集量】 ・河川等の水環境の情報を提供します。 ・河川等における水質事故に対応します。 | みどり公園課 各管理担当課 環境保全課 環境保全課 |
| ⑥河川の自然浄化能力の維持・回復 | 市 | ・公共下水道(汚水)の整備・普及を進めることにより河川・水路の自然環境の回復に努めます。 | 下水道河川課 |

2 水量の確保

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|------------------------|-----------|---------------------------------|-----------------|
| ①雨水の適正な地下浸透の促進 | 市 | ・市の施設における雨水の散水等への利用と地下浸透を推進します。 | 各施設所管課 |
| ②保水力の維持に役立つ緑地の保全・緑化の推進 | 市 | ・緑地の保全・緑化の推進に努めます。 | みどり公園課 都市景観課 |

3 土壌・地下水汚染対策の推進

| 事業名 | 施策 | | 担当課等 |
|---------------------|-----|--|---|
| ①事業所としての土壌・地下水汚染の管理 | 事業者 | ・事業所で使用する有害物質等を適正に管理し、土壌・地下水汚染を起こさないようにします。 | 環境保全課 |
| | 市 | ・県と連携して土壌・地下水汚染情報を提供します。 ・市の施設で使用する有害物質等を適正に管理し、土壌・地下水汚染を起こさないよう、市の施設で使用する有害物資等を適正に管理します。 | 環境保全課 浄化センター/ 深沢・名越・今泉 クリーンセンター 環境施設課 |

4 地盤沈下の監視

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|------------|-----------|-----------------------|-------|
| ①地盤沈下調査の実施 | 市 | ・地盤沈下調査を実施し、結果を公表します。 | 環境保全課 |

| 国の施策等 | 県の施策等 |
|---|--|
| <p>水利用の各段階における負荷の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業所に対する水質汚濁防止法による規制の推進 ・生活排水に対する、下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備への支援 ・市街地、農地などの面的な汚濁負荷発生源についての調査研究、対策技術の開発・普及 <p>安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道の安全確保のための排水対策等の実施 ・地下水汚染防止のための地下浸透規制等・海洋環境の保全のための規制の適切な実施、調査研究等の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法、神奈川県生活環境の保全に関する条例に基づく工場・事業所への規制・指導の実施 ・神奈川県地下水総合保全計画に基づく総合的な地下水保全対策の推進 ・市町村との連携による生活排水対策の普及啓発 ・土壌汚染対策の推進 ・水源地域水環境対策 ・地盤沈下対策の推進 |

▶ 主な環境施策

河川水質の改善 ～工場や家庭から、汚れた水を川に出さないようにしましょう～

河川の水質を改善するために、市では平成 22 年度(2010年度)から市街化区域に加え、市街化調整区域の下水道整備を開始しました。今後更に下水道の普及の向上をめざしていきます。また、定期的に河川の調査をすることで、汚染状況を監視するとともに、汚染原因のひとつである工場からの排水を調査し、必要に応じて指導を行っています。市民への普及啓発として、ホームページにて水質事故の未然防止を周知し、また学校などでは、子どもたちと河川の生物調査、水質調査についての講義などを実施しています。

河川の汚れの原因として、私たちの生活から出る排水が相当の割合を占めています。下水道未接続の地域では、台所、風呂、洗濯等から出る生活雑排水がほとんどそのまま河川に流れ、河川や海を汚してしまいます。また、河川や海辺でゴミを捨てると、そのほとんどが自然に分解されないため、そのまま残って水辺を汚し、魚や鳥などに影響を与える場合もあります。

現在、きれいな水辺を守るために、市の清掃活動だけではなく、ボランティアの地域の人などによる美化活動も盛んに行なわれています。

日々の生活の中での一人ひとりの心がけにより、鎌倉のきれいな水辺を守っていきましょう。

■生活から出る水の汚れ(BOD)が占める割合

| | | |
|-------------|----------------|------------------|
| 生活排水 BOD | 生活雑排水 約 70% | 台所からの排水 約 40% |
| | | 風呂からの排水 約 20% |
| | | 洗濯からの排水その他 約 10% |
| | し尿 約 30% | |

資料：環境省



河川への白濁水の流出

■生活の中で私たちができること(例)

- ☆ 台所の排水は、三角コーナーでろ過してから流しましょう。
- ☆ 食器などの油は紙や布でふき取ってから洗いましょう。
- ☆ せっけん、洗剤の使用量は適量にしましょう。
- ☆ 道、川、海などでゴミをポイ捨てするのはやめましょう。

II 人の健康の保護と生活環境の保全



④化学物質・放射性物質

化学物質及び放射性物質の安全対策を徹底します。

▶ 現状と課題

化学物質は、医薬品やプラスチックなど私たちの身の回りの多くの製品に使用されており、私たちは多くの恩恵を受けています。一方、化学物質による環境汚染が世界的な問題となっており、どのように化学物質と付き合っていくかが問われています。

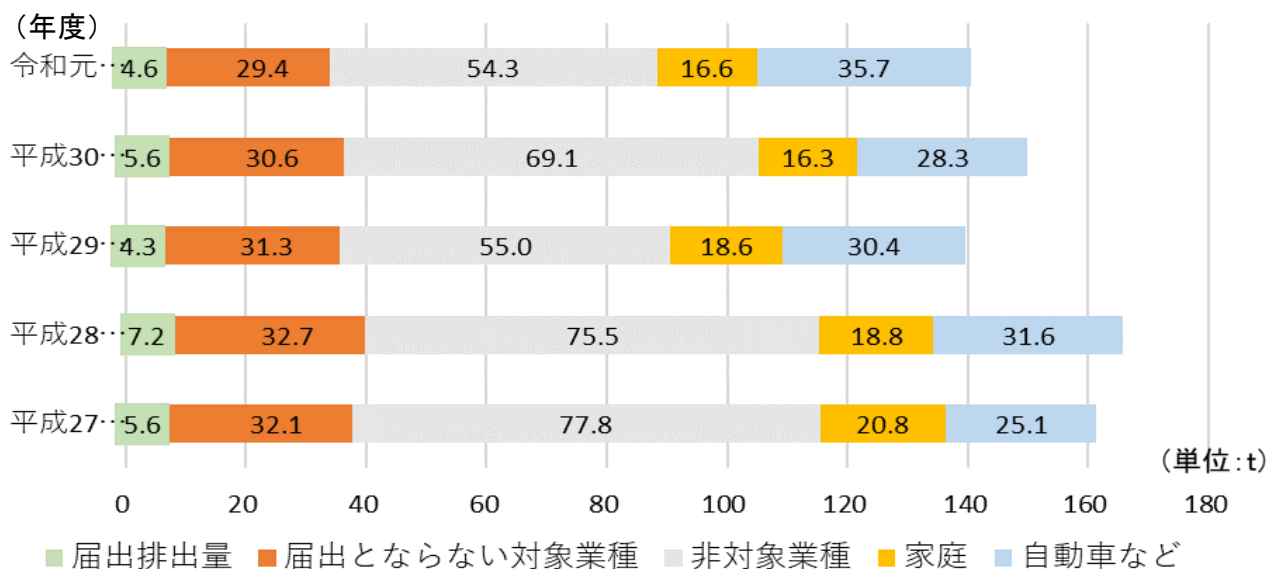
化学物質の製造等に関しては、平成21年（2009年）に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律が一部改正され、平成23年度（2011年度）に全てが施行されました。

化学物質の環境への排出については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化学物質排出把握管理促進法」という。）により、企業による自主的管理の改善が促進され、市域の化学物質排出量は低減傾向にあります。

また、平成23年（2011年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による問題が新たな懸案となりました。平成23年度（2011年度）から、市では、子ども関連施設等において、空間放射線量の測定や、給食食材等の放射性物質濃度の測定を継続して実施していました。しかしながら、空間放射線量は基準値未満で安定していることから、令和3年度（2021年度）からは、測定を中止しています。また、給食で提供している食材についても、近年では放射性物質の不検出が続いていますが、新たに使用する食材については確認のための検査を、四半期に1回実施しています。

本市は化学物質を適正に管理し、安全に活用するとともに、放射性物質に関する情報の収集と提供に努め、安全対策を徹底することを目標とします。

■ 鎌倉市の化学物質排出量の変化



神奈川県HP（神奈川県PRTRデータを編集）

▶ 目標を達成するための指標

| | |
|------------------------|---------|
| ▶ 揮発性有機化合物 (VOC) | 排出量の削減 |
| ▶ 大気・水質・土壌中の有害な化学物質 | 環境基準の達成 |
| ▶ 大気・水質・土壌・底質中のダイオキシン類 | 環境基準の達成 |

▶ 施策の体系

- 1 化学物質に関する情報の収集、提供
 - └ 化学物質に関する情報の収集、提供
- 2 化学物質対策
 - └ 化学物質の適正管理と使用の削減
 - └ 事業所としての有害化学物質・ダイオキシン類の管理（「Ⅱ-②大気、Ⅱ-③水・土」参照）
 - └ シックハウス対策
 - └ PCB・アスベスト対策
- 3 放射性物質に関する情報の収集、提供
 - └ 放射性物質に関する情報の収集、提供

■化学物質排出把握管理促進法のPRTR制度に基づく届出事業所等

届出事業所数18事業所（神奈川県HP:平成30年度PRTRデータの概要 別紙3から）

PRTR制度 対象事業者は、対象物質を取り扱う事業者や環境へ排出している事業者のうち、次の3つの条件を満たす事業者です。

- 1 対象事業者 金属鉱業、製造業など24業種
- 2 従業員数 常時雇用している人が21人以上
- 3 取扱量 対象化学物質の年間取扱量が1トン以上など

■令和元年度の鎌倉市の化学物質排出量 (PRTR データ)

| 排出量 順位 | 物質名 | 届出排出 量(t) | 届出外推計排出量(t) | | | | 総排出量 (t) |
|-----------|-----------------------|--------------|-------------|-----------|------|-------|-------------|
| | | | 対象業種 | 非対象業 種 | 家庭 | 自動車など | |
| 1 | キシレン | 0 | 3.4 | 22.5 | 0.8 | 7.9 | 34.7 |
| 2 | トルエン | 1.4 | 5 | 13 | 1.2 | 14.0 | 34.5 |
| 3 | エチルベンゼン | 0 | 2.4 | 10.2 | 0.6 | 2.1 | 15.3 |
| 4 | ジクロロベンゼン | 0 | 0 | 0 | 9.1 | 0 | 9.1 |
| 5 | ノルマルーヘキサ ン | 0.5 | 1 | 0.2 | 0 | 2.7 | 4.4 |
| 6 | 1, 3, 5-トリメチル ベンゼン | 0 | 0.3 | 3.3 | 0.1 | 0.7 | 4.4 |
| 7 | 2-アミノエタノール | 0 | 3.8 | 0 | 0.6 | 0 | 4.4 |
| 全排出物質の合計 | | 4.6 | 29.4 | 54.3 | 16.6 | 35.7 | 140.7 |

神奈川県HP（令和元年度神奈川県のPRTRデータ（詳細）を編集）

1 化学物質に関する情報の収集、提供

【 】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|-------------------|-----------|---|-------|
| ①化学物質に関する情報の収集、提供 | 市民 | ・化学物質に対して関心を持ち、知識を深めます。また、生活環境の保全に向けた活動を推進します。 | |
| | 事業者 | ・化学物質排出把握管理促進法の届出等化学物質に関する取組内容について整理し、情報を提供します。 ・製品の製造に際し、材料等の化学物質の影響だけでなく、利用後の廃棄方法に関する情報も提供し、製品の表示もわかりやすくします。 | |
| | 市 | ・化学物質排出把握管理促進法等化学物質に関する情報を収集・把握し、提供します。 【化学物質排出把握管理促進法の情報提供】 | 環境保全課 |

2 化学物質対策

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|---------------------------|-----------|---|--------------------------------|
| ①化学物質の適正管理と使用の削減 | 市民 | ・有害化学物質を含む製品を適正に管理するとともに、廃棄する場合は決められたルールを守ります。 ・化学物質について関心をもち、化学物質を含んだ製品の購入や使用や廃棄に際しては、安全性や環境への負荷に配慮します。 | |
| | 事業者 | ・事業所で使用する化学物質を適正に管理します。 ・PRTR 制度を理解し適切に運用します。 ・事業所で使用する化学物質使用量を低減するように努めます。 | 環境保全課 環境保全課 |
| | 市 | ・市民・事業者・行政のリスクコミュニケーションを推進します。 | 環境保全課 |
| ②事業所としての有害化学物質・ダイオキシン類の管理 | 事業者 | ・事業所から排出される有害化学物質・ダイオキシン類を適正に管理します。 | 環境保全課 |
| | 市 | ・有害化学物質に関する情報を収集・把握し提供します。 ・市の施設から排出される有害化学物質・ダイオキシン類を適正に管理します。 | 環境保全課 浄化センター/ 名越クリーンセンター |
| ③シックハウス対策 | 市 | ・市の建物の新築や改修等に際し、材料の使用制限や空气中化学物質の指針値等を定めた基準により、シックハウス対策に努めます。 ・建築基準法に基づく建築確認申請において、衛生上支障を生ずるおそれがある化学物質に応じ、居室内の建築材料及び換気設備について技術的基準に適合することを審査します。 | 公的不動産活用課/各施設所管課 建築指導課 |

第4章 計画における環境施策

④化学物質・放射性物質

| | | | |
|--------------|-----|--------------------------------|--------|
| ④PCB・アスベスト対策 | 事業者 | ・PCB・アスベスト等有害化学物質を適正に管理・処分します。 | |
| | 市 | ・PCB・アスベスト等有害化学物質を適正に管理・処分します。 | 各施設所管課 |

3 放射性物質に関する情報の収集、提供

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|--------------------|-----------|--|------------------|
| ①放射性物質に関する情報の収集、提供 | 市 | ・放射性物質に関する情報を収集・把握し、提供するとともに、適切に対応します。 | 総合防災課/ 各施設所管課 |

| 国の施策等 | 県の施策等 |
|---|---|
| <p>科学的知見の充実及び環境リスクの評価の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の環境リスクの評価の推進 ・化学物質による新たな課題への対応 <p>環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」への取組 ・「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」への取組 ・ダイオキシン類、PCB、農薬、アスベスト等の問題の取組 ・リスクコミュニケーションの推進 <p>「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(放射性物質汚染対処特措法)に基づく取組</p> <p>「廃棄物関係ガイドライン」(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)に基づく処理の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県生活環境の保全等に関する条例などの運用による環境安全対策の推進 ・PRTRデータに基づく地域環境負荷量把握の検討 ・県内のダイオキシン類による環境汚染状況の実態把握 ・化学物質環境モニタリング調査の実施 ・神奈川県の原子力災害対策の取組 |

II 人の健康の保護と生活環境の保全

9

産業と技術革新の
基盤をつくらう

11

住み続けられる
まちづくりを

⑤音

自然が醸し出す音に親しめるまちにします。

▶ 現状と課題

私たちを取り巻く環境には、心に安らぎを与える音や、安眠を妨げたり、精神状態を不安定にする騒音があります。

令和元年度（2019年度）及び令和2年度（2020年度）の鎌倉市の環境騒音に関する環境基準の達成率は100%となっていますが、より暮らしやすい生活環境へ向け、様々な騒音を減らすことが今後も重要となります。

このような騒音を減らす施策の一つとして、海岸沿いにおける深夜花火による騒音の規制のため、深夜花火の防止に関する条例を平成16年（2004年）3月に制定し、深夜パトロール等の対策をとっています。

一方で、将来に引き継ぐべき音もあります。

例えば、鳥のさえずりや、季節の虫の音、波の音、お寺の鐘、祭りばやしなどです。

このような人々に親しまれている地域の音を良好な音風景と呼び、鎌倉には良好な音風景が数多くあります。

鎌倉から不快な音を減らし、自然が醸し出す音に親しめるまちにすることを目標とします。

■市内の騒音調査結果（昼間）



環境騒音調査地点

- 環境基準適合地点
- 環境基準不適合地点
- 令和3年度以降調査地点

自動車騒音常時監視地点

- ☆ 要請限度以内地点
- ★ 要請限度超過地点

* 令和元年度・令和2年度調査結果

* 一般地域の騒音の実態を把握するため、市内23地点の環境調査を実施しています(5年で全地点調査)。

自動車騒音常時監視調査は17地点で、主要幹線際とその背後地において昼夜間実施しています(5年で全地点調査)。

* 令和元年度・令和2年度調査結果では、環境基準不適合地点及び要請限度超過地点はありませんでした。

▶ 目標を達成するための指標

| | |
|---------|---------|
| ▶ 環境騒音 | 環境基準の達成 |
| ▶ 自動車騒音 | 要請限度の達成 |

▶ 施策の体系

- 1 工場、事業所、建設作業における騒音振動対策の推進
 - └ 工場・事業所、建設作業における騒音振動の規制・指導
- 2 交通騒音振動対策の推進
 - └ 自動車交通量の抑制
 - └ 道路の適正管理
- 3 近隣騒音等に関する対策の推進
 - └ 近隣騒音への配慮の要請・啓発
 - └ 深夜花火防止に関する要請・啓発
 - └ 航空機騒音に関する情報収集・国への要請

◎関連条例

- ・ 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成 14 年9月条例第5号）
- ・ 鎌倉市深夜花火の防止に関する条例（平成 16 年 3 月条例第 26 号）

■騒音の大きさと影響の目安

| 騒音レベル (デシベル) | 音の大きさの目安 | 影響の目安 |
|-----------------|---------------|--------------------|
| 120 | 飛行機のエンジンの近く | 長時間さらされると 難聴になる |
| 110 | 自動車の警笛（前方 2m） | |
| 100 | ガード下 | |
| 90 | 騒々しい工場の中 | ほとんどの人が いらいらする |
| 80 | 地下鉄の車内 | |
| 70 | 電話のベル（1m） | |
| 60 | 静かな街頭 | 会話の妨げになる |
| 50 | 静かな事務所 | |
| 40 | 市内の深夜・図書館 | 睡眠が妨げられる |
| 30 | 郊外の深夜 | （静か） |


資料：神奈川県「静かな生活環境をめざして」

■日本の音風景の事例

| 分類 | 音風景の名称 |
|-------|--------------------------------------|
| 鳥 | 鴨居のタンチョウサンクチュアリ(北海道) |
| 昆虫 | 宮城野のスズムシ(宮城県) |
| 海 | 琴引浜の鳴き砂(京都府)、鳴門の渦潮(徳島県) |
| 産業・交通 | 横浜港新年を迎える船の汽笛(神奈川県) 伊万里の焼物の音(佐賀県) |
| 鐘 | 千光寺驚音楼の鐘(広島県) |
| 祭り等 | ねぶた祭(青森県)、エイサー(沖縄県) |

*音風景：人々に親しまれている地域の音を良好な音風景と呼びます。自然環境に恵まれ、伝統行事や寺社など様々な要素がある鎌倉には、良好な音風景が数多くあります。市内の騒音を減らし、いつでも良好な音風景を楽しめるようにすることが大切です。

資料：環境省「残したい日本の音風景100選」から

 施策の展開

1 工場、事業所、建設作業における騒音振動対策の推進

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|----------------------------|-----------|---|-------------------------|
| ①工場・事業所、建設作業における騒音振動の規制・指導 | 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 工場、事業所における騒音・振動の防止に努めます。 建設作業における騒音・振動の防止に努めます。 深夜営業騒音の削減に努めます。 | 環境保全課 環境保全課 環境保全課 |
| | 市 | <ul style="list-style-type: none"> 工場、事業所における騒音・振動の規制・指導に努めます。 建設作業における騒音・振動の指導に努めます。 深夜営業騒音に対する改善指導を行います。 | 環境保全課 環境保全課 環境保全課 |

2 交通騒音振動対策の推進

【 】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|------------|-----------|--|---------------------------|
| ①自動車交通量の抑制 | 市民 | <ul style="list-style-type: none"> マイカーの利用をなるべく避け、利用に当たっては自動車騒音に配慮します。 <p style="text-align: center;">【自動車騒音要請限度に適合した地点数の割合】</p> | 環境政策課 環境保全課 |
| | 滞在者 | <ul style="list-style-type: none"> マイカーの利用を控え、公共交通機関、徒歩による観光、通勤、通学に努めます。 | 都市計画課 |
| | 市 | <ul style="list-style-type: none"> ロードプライシングの実施に向けた検討並びにパークアンドライドや鎌倉フリー環境手形等の施策を進めるとともに、快適で安全な市民生活を確保するため、地域住民、関係機関と協働し、歩行者を優先した交通体系をめざします。 | 都市計画課 |
| ②道路の適正管理 | 市 | <ul style="list-style-type: none"> 自動車の騒音対策として路面の適正な管理に努めます。 | 道水路管理課 /道路課/ 作業センター |

3 近隣騒音等に関する対策の推進

【 】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|------------------|-----------|--|-------|
| ①近隣騒音への配慮の要請・啓発 | 市民 | <ul style="list-style-type: none"> 近隣に迷惑な騒音を発生しないように配慮します。 鎌倉らしい心地よい音風景を保全します。 | |
| | 滞在者 | <ul style="list-style-type: none"> レジャーにおける騒音に配慮します。 | |
| | 市 | <ul style="list-style-type: none"> 近隣騒音・音環境に対する啓発を行います。 <p style="text-align: center;">【近隣騒音に関する情報提供】</p> | 環境保全課 |
| ②深夜花火防止に関する要請・啓発 | 市民 | <ul style="list-style-type: none"> 深夜に、公共の場所で地域の静穏を害する花火をしません。 | 環境保全課 |
| | 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 深夜に、公共の場所で地域の静穏を害する花火をしないよう市と協力します。 | 環境保全課 |
| | 滞在者 | <ul style="list-style-type: none"> 深夜に、公共の場所で地域の静穏を害する花火をしません。 | 環境保全課 |

| | | | |
|----------------------|---|---|----------------|
| | 市 | ・深夜に、公共の場所で地域の静穏を害する花火をしないように意識の啓発と指導を行います。 【深夜花火に関する苦情件数】 | 環境保全課 |
| ③航空機騒音に関する情報収集・国への要請 | 市 | ・航空機騒音に関する情報収集・提供を行います。 ・航空機騒音に関する苦情をまとめ、県を通じて国等に要請を行うことにより、航空機騒音の削減に努めます。 【航空機騒音に関する年間の苦情件数】 | 環境保全課 環境保全課 |

| 国の施策等 | 県の施策等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法、振動規制法による工場、事業所及び建設作業からの騒音、振動の防止 ・自動車交通騒音・振動対策の推進 ・近隣騒音を防止するための普及・啓発 ・良好な音環境の保全のための普及・啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法、振動規制法に基づく規制の実施、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく深夜営業騒音等の規制の実施 ・国等への航空機騒音防止の要請 |

▶ 主な環境施策

深夜花火の禁止 ～静かな夜に、みんなが安心して眠れるように～

鎌倉の海岸には、市民をはじめ毎年多くの観光客が訪れ、海水浴やマリンスポーツ、海沿いの散歩やサイクリングなど、さまざまに海を楽しんでいます。

その中で、特に夏の深夜に、一部の若者などによって音の大きい花火が行なわれることがあり、近くの住民が安心して眠れないなどの被害が続出しました。こうした状況を改善するため、市では平成16年(2004年)3月に「深夜花火の防止に関する条例」を制定しました。これにより、夜10時から翌朝6時まで、市内全域において、海岸など公共の場所での打上げ花火等は禁止になりました。

特に、地域の住民の生活に被害が著しく、対策を講ずる必要がある公共の場所を、「深夜花火特別対策区域」に指定し、地域の住民とともに、夜間のパトロールや意識の啓発等を実施しています。



啓発用の看板（七里ガ浜 国道沿い）

Ⅲ 歴史的文化的環境の確保



⑥歴史的遺産

古都鎌倉の歴史的遺産と共生するまちづくりを進めます。

▶ 現状と課題

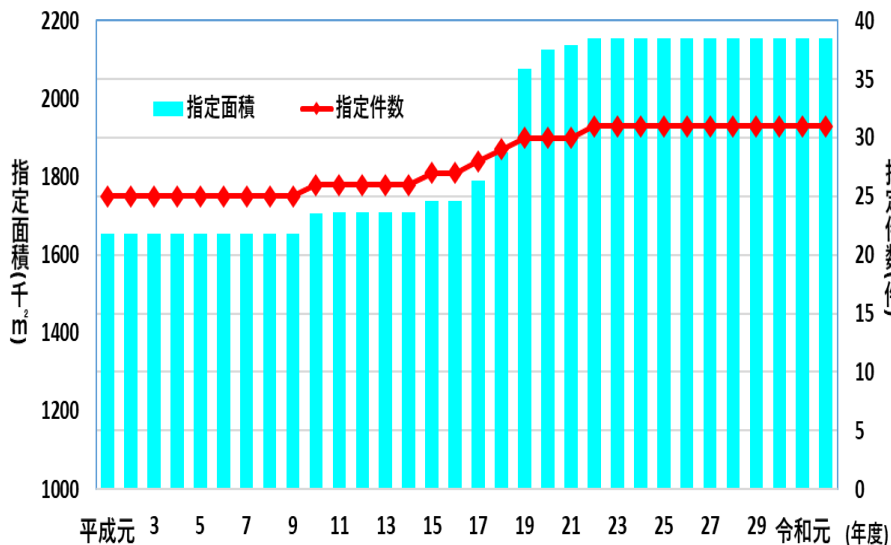
本市南東部は、三方を山に囲まれ、南に相模湾を望む特徴ある地形を生かし、我が国初めての本格的な武家政権が誕生した地です。また、その周囲に点在する社寺や城址等の歴史的・文化的資源と自然景観とが相まって、鎌倉の魅力に空間的な奥行きを与えています。

昭和41年（1966年）には、鎌倉市民の活動が発端となり「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」が制定され、鎌倉市の歴史的遺産と、これらを取り巻く自然的環境が一体的に保全されてきました。

平成23年度（2011年度）には、「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録に係る推薦書が、国からユネスコ世界遺産センターへ提出されました。登録には至らなかったものの、鎌倉の歴史的遺産とこれらを取りまく自然環境は、鎌倉の個性であり資源です。

こうした良好な市街地環境の維持・向上を図るため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づく「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」を推進するとともに歴史的遺産に対する関心を高め、古都鎌倉の歴史的遺産を保全・活用し、歴史的遺産と共生するまちづくりを進めます。

■ 国指定史跡 指定面積・指定件数の経年変化



■ 史跡の買収面積

(民有地からの買収による公有地化)

| | |
|-------|--------------------------|
| 対象面積 | 259,849.62m ² |
| 買収面積 | 237,003.90m ² |
| 対象残面積 | 22,815.72m ² |
| 公有地化率 | 91.22% |

令和2年度現在

資料：鎌倉市

▶ 目標を達成するための指標

- ▶ 歴史的風致維持向上計画の推進 歴史的風致の維持向上に関する事業の実施
- ▶ 世界遺産への登録 中長期的な目標として登録を目指す
- ▶ 史跡の公有地化 史跡整備予定地等の公有地化・公開活用

▶ 施策の体系

1 歴史的遺産とこれを取りまく自然的環境等の保全

- └ 「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づく歴史的風土特別保存地区の指定に向けた県への要請
- └ 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく歴史的風致維持向上計画の推進

2 歴史的遺産の指定の推進

- └ 埋蔵文化財の発掘調査・研究、史跡等への指定の推進
- └ 建造物・史跡名勝天然記念物等の調査、指定の推進

3 文化財の保護・活用

- └ 文化財(建造物・史跡名勝天然記念物等)の保存・修理・整備
- └ 文化財(建造物・史跡名勝天然記念物等)の公開・活用
- └ 文化財の保護についての普及、啓発の推進

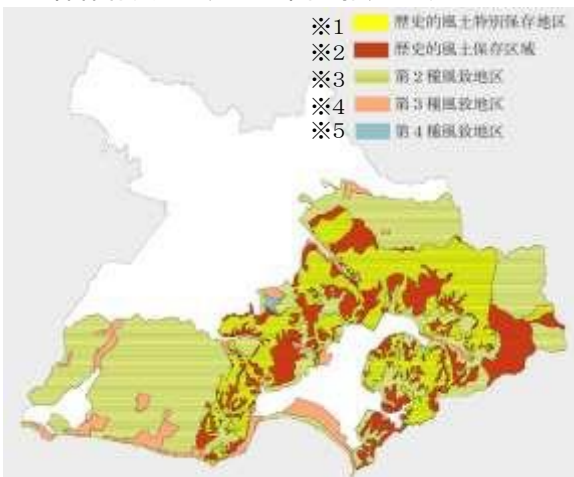
4 世界遺産への登録

- └ 世界遺産登録の推進

◎関連条例

- ・ 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成 14 年9月条例第5号）
- ・ 鎌倉市文化財保護条例（平成 17 年 3 月条例第 13 号）

■ 古都保存法・風致地区条例 指定区域




* 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)は、わが国固有の文化的遺産として後世に継承されるべき歴史的風土の保存を目的としたものです。

鎌倉市風致地区条例は、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観の維持を目的としたものです。

古都保存法で指定されている区域は、一部を除き、風致地区に含まれています。風致地区が約2,194 ha(市域の約55.3%)に対し、歴史的風土保存区域は約 989ha が指定されています。(逗子市分約 6.8ha を含みます。)

- ※1 「歴史的風土特別保存地区」…歴史的風土保存区域内において、歴史的風土の保存上重要な部分を構成している地域について、歴史的風土保存計画に基づき府県又は政令市が都市計画に定めるもの。
- ※2 「歴史的風土保存区域」…古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、古都における歴史的風土を保存するために必要な土地の区域として、国土交通大臣が指定するもの。
- ※3 「第2種風致地区」…市街化調整区域・第一種低層住居専用地域。鎌倉風致地区の中で、特に良好な自然環境の保全、歴史的遺産を生かした都市景観の維持・保全及び良好な住環境の創造を目的とした地区。
- ※4 「第3種風致地区」…第4種区域を除く第一種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・近隣商業地域・商業地域。現状の風致の維持を図るとともに、用途地域での建築規制との整合を図ることを目的とした地区。
- ※5 「第4種風致地区」…第2種及び第3種以外の地区。

 施策の展開

1 歴史的遺産とこれを取りまく自然的環境等の保全

【 】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|---|-----------|--|--------|
| ①「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づく歴史的風土特別保存地区の指定に向けた県への要請 | 市 | ・歴史的風土特別保存地区の指定拡大の検討・要請を県に行います。 【特別保存地区の面積】 | みどり公園課 |
| ②「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく歴史的風致維持向上計画の推進 | 市 | ・歴史的風致維持向上計画に搭載した事業を実施し、「歴史的遺産と共生するまちづくり」を推進します。 | 都市景観課 |

2 歴史的遺産の指定の推進

【 】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|---------------------------|-----------|--|------|
| ①埋蔵文化財の発掘調査・研究、史跡等への指定の推進 | 市民 | ・発掘調査の必要性を理解し、発掘調査に協力します。 | 文化財課 |
| | 事業者 | ・発掘調査の必要性を理解し、発掘調査に協力します。 ・発掘調査業務を支援します。 | 文化財課 |
| | 市 | ・市民や事業者の、発掘調査に対する理解を深め、発掘調査の実施に当たっては円滑な事務の執行に努め、歴史的、学術的に重要な遺跡等については、指定文化財への指定の推進を図ります。 【指定文化財件数】 【市で実施した緊急発掘調査数】 | 文化財課 |
| ②建造物・史跡名勝天然記念物等の調査、指定の推進 | 市 | ・未指定の文化財について調査・研究を深め、研究の成果に基づき指定の推進を図ります。 【指定文化財件数】 | 文化財課 |

3 文化財の保護・活用

【 】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|-------------------------------|-----------|--|------|
| ①文化財(建造物・史跡名勝天然記念物等)の保存・修理・整備 | 市 | <ul style="list-style-type: none"> 所有者が行う文化財の保存修理及び公開活用等を支援します。 【市指定天然記念物数・文化財修理件数】 史跡指定地の公有地化を図ります。 【買収面積】 公有地化した史跡等の適切な維持管理に努めます。 | 文化財課 |
| ②文化財(建造物・史跡名勝天然記念物等)の公開・活用 | 市 | <ul style="list-style-type: none"> 指定史跡の整備を行い、公開・活用を進めます。 | 文化財課 |
| ③文化財の保護についての普及、啓発の推進 | 市民 | <ul style="list-style-type: none"> 文化財に関する知識を深め、文化財の保護活動に協力します。 【文化財めぐり参加者数】 | 文化財課 |
| | 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 文化財の保護の必要性を理解し、文化財の維持・管理に協力します。 | 文化財課 |
| | 市 | <ul style="list-style-type: none"> 文化財の保護意識の普及・啓発を推進します。 | 文化財課 |

4 世界遺産への登録

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|------------|-----------|---|-------------|
| ①世界遺産登録の推進 | 市 | <ul style="list-style-type: none"> 中長期的な目標として世界遺産登録を目指し、世界遺産登録に結びつくコンセプトを再構築するため、調査研究及び情報収集を行います。 構成資産となる可能性を有する社寺等の所有者はもとより、県民、市民、関係団体等の協力、支援の確保を進めます。 | 歴史まちづくり推進担当 |

| 国の施策等 | 県の施策等 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 世界遺産登録に向けたユネスコへの推薦及び関係自治体への支援 「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づく歴史的風土保存区域の指定 歴史的風土保存計画の策定 文化財保護法に基づく文化財の調査及び指定、保護 文化財の保存及び整備、活用に関する支援 埋蔵文化財の調査に関する支援 国立博物館等による研究及び展示 文化財の保護に関する啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 鎌倉の世界遺産登録に向けた推進と支援及び関連機関との調整 歴史的風土特別保存地区の指定拡大 歴史的風土特別保存地区内の土地の買入れ 神奈川県文化財保護条例に基づく文化財の調査及び指定、保護 文化財の保存及び整備、活用に関する支援 埋蔵文化財の調査に関する支援 神奈川県埋蔵文化財センター、神奈川県立歴史博物館等による調査及び研究、展示 文化財の保護に関する啓発 |

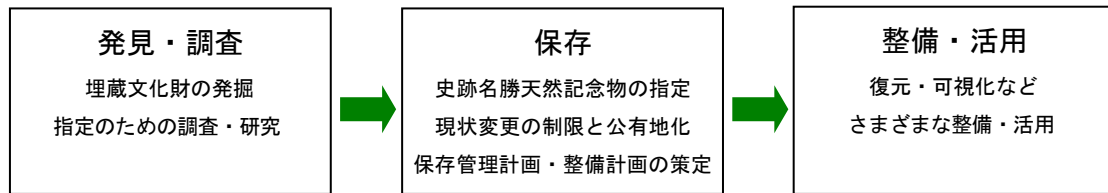
▶ 主な環境施策

史跡の指定・公有地化・公開・活用 ～史跡を守る仕組み～

歴史的、学術的に価値のある史跡名勝天然記念物を適切に守り、活用していくために、史跡名勝天然記念物等への指定を進めています。

発掘調査の実施により新たに発見された遺跡や、社寺・城郭等の総合的な調査や研究を行い、歴史的、学術的な価値が明らかになると、史跡名勝天然記念物等に指定されます。指定後は、史跡の保護のため、現在の状態を変更する際に制限がかかります。この制限により土地所有者の財産権に損失が生ずる場合や公開活用を目的に整備を行う場合に、市が国・県の補助を受けてその土地を買い取るなど、史跡の保護と財産権の尊重の調整を図ります。また、史跡を適切に保存し、有効に活用していくため、史跡ごとに保存管理計画や整備計画を策定し、遺跡の復元、可視化などの整備を進めていきます。

■ 史跡名勝天然記念物を守る仕組み



* 永福寺跡整備状況

永福寺は源頼朝により建立され、鎌倉時代を代表する遺跡として、中心部分と周囲の山を含めた86,000㎡が昭和41年(1966年)に国の史跡に指定されました。

平成29年度(2017年度)には堂跡と池の整備工事が終了し、一般公開しています。

引き続き、土地の公有地化を進めていきます。

IV 良好な都市環境の創造



⑦緑・水辺

緑と水辺を身近に感じられるまちにします。

現状と課題

鎌倉市は多摩丘陵の南端及び三浦丘陵の北部の両丘陵の結節点に位置し、広域的な緑のネットワーク上重要な位置にあります。市内に存在する多様で豊かな緑、水辺地、オープンスペースは、自然生態系の形成、うるおいと個性あるまち並みの醸成、都市の安全性の確保、人々の余暇活動の展開などのさまざまな効用があり、良好なまちづくりを進める上で非常に重要な要素となっています。

鎌倉市の緑地等の面積は、全体で1,478ヘクタール（平成28年都市計画基礎調査）あり、市域面積の約37%を占めています。樹林地面積は昭和30年代後半以降、宅地化の波を受けて急激に減少しましたが、社会経済環境の変化や緑地保全施策の推進などによって近年はやや落ち着いた状況です。

鎌倉市はこれまで、平成8年（1996年）に策定した「鎌倉市緑の基本計画」に基づく施策展開により、三大緑地（広町、台峯、常盤山）の保全の方向性や骨格的な緑地保全等について着実に実績を積み重ねることにより、鎌倉広町緑地は都市公園（都市林）として平成27年（2015年）4月に供用開始し、常盤山緑地は歴史的風土特別保存地区※（約3ヘクタール）及び特別緑地保全地区（約19ヘクタール）として保全しました。

（山崎・台峯緑地については整備事業等が残されています。）

このように保全が進むことで、公園・緑地の維持管理がますます重要になってくるため、本市は、今後もボランティアリーダー等の育成に努めるなどして、緑・水辺地等の保全・整備・創造・管理等をさらに充実させることで、うるおいとやすらぎのあるまちづくりをめざします。

※「歴史的風土特別保存地区」…歴史的風土保存区域内において、歴史的風土の保存上重要な部分を構成している地域について、歴史的風土保存計画に基づき府県又は政令市が都市計画に定めるもの。

▶ 目標を達成するための指標

| | |
|----------------------|-----------------------------------|
| ▶ 都市公園等の施設緑地の面積 | 令和7年度（2025年度）に約191.0ha |
| ▶ 一人当たり都市公園等の施設緑地の面積 | 令和7年度（2025年度）に約11.7m ² |

▶ 施策の体系

1 保全すべき緑地の確保

- └ 樹林地等の保全
 - 法制度の指定等
 - 近郊緑地保全区域、同特別保全地区
 - 特別緑地保全地区・確保緑地の適正整備事業
 - 条例等による保全・誘導
 - 緑地保全契約
 - 保存樹木・樹林制度
 - トラスト運動との連携
 - 緑地保全基金



都市公園（鎌倉中央公園）

2 都市公園等の整備

- └ 景観計画に配慮した都市公園等の整備等
- └ 歩行空間の整備
 - まちづくり空地の整備

3 緑化の推進

- └ 市街地の緑化の推進
 - 緑地協定の締結
 - 風致地区・開発事業区域内の緑化
- └ 市民が主体となる緑化への支援
 - 接道緑化の奨励
- └ 公共施設等の緑化の推進
 - 公共建物・道路・公園の緑化



市街地の緑（笹目住宅地）

4 連携の推進

- └ 緑化推進団体等の育成と連携
- └ 古都鎌倉の緑の知識の普及
- └ 緑に対する意識の高揚

5 公園・緑地等の管理

- └ 公園・緑地等の管理水準の向上
- └ 樹林等の維持管理への支援

6 親水性、水辺の自然生態系に配慮した河川、海浜などの水辺の整備・保全

- └ 親水性、水辺の自然生態系に配慮した河川、池沼、海浜の整備・保全

◎関連条例等

- ・ 鎌倉市都市公園条例（昭和41年10月条例第25号）
- ・ 鎌倉市海岸の環境保全に関する条例（昭和49年4月条例第10号）
- ・ 鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱（昭和55年4月告示第6号）
- ・ 鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱（昭和56年3月告示第127号）
- ・ 鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和61年3月条例第21号）

- ・ 鎌倉市まちづくり条例（平成 23 年 10 月条例第 8 号）
- ・ 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例（平成 9 年 7 月条例第 5 号）
- ・ 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成 14 年 9 月条例第 5 号）
- ・ 鎌倉市特別緑地保全地区における行為の許可手続等に関する規則（平成 24 年 3 月規則第 71 号）
- ・ 鎌倉市特別緑地保全地区内行為許可基準要綱（平成 24 年 3 月市長決裁）
- ・ 鎌倉市風致地区条例（平成 25 年 12 月条例第 22 号）
- ・ 工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（令和 3 年 12 月条例第 20 号）

▶ 施策の展開

1 保全すべき緑地の確保

【 】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|--------------|--|--|--------|
| ①樹林地等の 保全 | 近郊緑地保全区域、同特別保全地区 | | |
| | 市 | ・円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画に沿って、近郊緑地保全区域内の緑地の保全に取り組みます。 | みどり公園課 |
| | 特別緑地保全地区 | | |
| | 市 | ・特別緑地保全地区の候補地とする緑地の指定に向けた取組を進めます。 ・10ha 以上の規模を有し、隣接市域と一体となった指定候補地について、県による特別緑地保全地区の指定を要請します。 【特別緑地保全地区の面積】 | みどり公園課 |
| | 確保緑地の適正整備事業 | | |
| | 市 | ・特別緑地保全地区及び同候補地等の適正な維持・管理の充実を図ります。 | みどり公園課 |
| | 緑地保全契約 | | |
| | 市 | ・市街地に拡がるまとまりのある優れた樹林地を保全するため、緑地保全契約を締結し奨励金を交付します。 【緑地保全契約の面積】 | みどり公園課 |
| | 保存樹木・樹林制度 | | |
| | 市 | ・緑の多い良好な環境を守るため、美観上優れている樹木や樹林を市が指定し奨励金を交付します。 【保存樹木・樹林等の指定面積】 | みどり公園課 |
| 民有緑地維持管理助成事業 | | | |
| 市 | ・緑地の所有者が実施する、樹木の伐採や枝払いなどの維持管理に対し助成を行います。 | みどり公園課 | |
| トラスト運動との連携 | | | |
| 市民 | ・トラスト運動等へ参加します。 | みどり公園課 | |

| | | | |
|--------|-----|--|--------|
| | 事業者 | ・トラスト運動等へ参加します。 | みどり公園課 |
| | 滞在者 | ・トラスト運動等へ参加します。 | みどり公園課 |
| | 市 | ・トラスト運動等との連携を更に充実させ、緑地保全を推進します。 | みどり公園課 |
| 緑地保全基金 | | | |
| | 市 | ・緑地保全基金の充実と活用に努めます。 【基金積立額】【基金処分類】【基金現在額】 | みどり公園課 |

2 都市公園等の整備

【】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|---------------------|------------|--|------------------|
| ①景観計画に配慮した都市公園等の整備等 | 市 | ・都市公園等を整備します。 【1人当たり公園面積(m ²)】 | みどり公園課 |
| ②歩行空間の整備 | 市 | ・良好な都市空間としての歩行者空間の整備に努めます。 | 道路課 |
| | まちづくり空地の整備 | | |
| | 市民 | ・オープンスペースの確保に協力します。 ・まちづくり空地の確保に協力します。 | 道水路管理課 道水路管理課 |
| | 事業者 | ・オープンスペースの確保に協力します。 ・まちづくり空地の確保に協力します。 | 道水路管理課 道水路管理課 |
| | 市 | ・まちづくり空地の整備により、良好な市街地環境や歩行空間の拡充を誘導します。 【まちづくり空地の総面積及び箇所数累計】 | 道水路管理課 |

3 緑化の推進

【】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|-----------------|-----------------|--|-----------------|
| ①市街地の緑化の推進 | 緑地協定の締結 | | |
| | 市民 | ・市街地等での緑の創造を図るため、緑地協定の締結の促進を図り、地域住民主体による緑化を推進します。 | みどり公園課 |
| | 風致地区・開発事業区域内の緑化 | | |
| | 市 | ・風致地区内行為に伴う緑化や開発事業区域における緑化を推進します。 【件数】 | みどり公園課 都市景観課 |
| ②市民が主体となる緑化への支援 | 接道緑化の奨励 | | |
| | 市民 | ・接道部分の生け垣等の設置に努めます。 | みどり公園課 |
| | 事業者 | ・所有地内の緑化の推進に努めます。 | みどり公園課 |
| | 滞在者 | ・街路樹や生け垣等を大切にします。 | みどり公園課 |
| | 市 | ・市民や事業者等が住宅、店舗、事業所及び駐車場等の接道部を緑化する場合、その経費の一部を補助します。 【緑化(接道)距離累計】 | みどり公園課 |

第4章 計画における環境施策

⑦緑・水辺

| | | | |
|------------------|---------------|--|------------------|
| ③公共施設等の 緑化の推進 | 公共建物・道路・公園の緑化 | | |
| | 市 | ・市街地の緑の回復と都市環境の向上を図るため、市管理の公共建物敷地等の緑化を推進します。 【公共用地緑化本数累計】 | 施設管理者/ みどり公園課 |

4 連携の推進

【】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|----------------|-----------|---|--------|
| ①緑化推進団体等の育成と連携 | 市 | ・緑化推進団体等の育成と連携を進めます。 【指導者講習会の開催】 | みどり公園課 |
| ②古都鎌倉の緑の知識の普及 | 市 | ・緑の学校の開催等を通じて緑の知識の普及を図ります。 【緑の学校の開催等】 | みどり公園課 |
| ③緑に対する意識の高揚 | 市 | ・鎌倉市緑化まつりの開催等を通じて緑に対する環境意識の高揚を図ります。 【鎌倉市緑化まつりの開催等】 | みどり公園課 |

5 公園・緑地等の管理等

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|-----------------|-----------|--|--------|
| ①公園・緑地等の管理水準の向上 | 市民 | ・公園・緑地等の維持管理に参加します。 | みどり公園課 |
| | 市 | ・公園利用者が安全で快適に利用することができるように、適正な管理を行います。 | みどり公園課 |
| ②樹林等の維持管理への支援 | 市民 | ・樹林等の維持管理について、ボランティア団体等を結成して参加します。 | みどり公園課 |
| | 市 | ・樹林等の維持管理の推進に努めます。 | みどり公園課 |

6 親水性、水辺の自然生態系に配慮した河川、海浜などの水辺の整備・保全

【】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|----------------------------------|------------------------------------|--|----------------|
| ①親水性、水辺の自然生態系に配慮した河川、池沼、海浜の整備・保全 | 市民 | ・河川、海浜のクリーン運動に参加します。 【まち美化統一クリーンデー(海浜地区の)参加者】 | 環境保全課 |
| | | ・水辺の保全のために生活排水を適正に処理します。 | 環境保全課 |
| | 事業者 | ・河川、海浜のクリーン運動等に参加します。 ・水辺の保全のために排水を適正に処理します。 | 環境保全課 環境保全課 |
| | 滞在者 | ・良好な緑・水辺の保全に協力します。 | 環境保全課 |
| 市 | ・親水性、水辺の自然生態系に配慮した河川などの水辺の保全に努めます。 | 下水道河川課 | |

| | | |
|--|---|-------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・水辺に親しむことができるよう水質改善を推進します。 ・相模湾沿岸の清掃を担うかながわ海岸美化財団と連携し海岸の環境保全を推進します。 ・清掃ボランティアを支援し、河川、海岸の環境保全を推進します。 <p style="text-align: right;">【河川の清掃距離海浜のごみ収集量】</p> | 環境保全課 |
|--|---|-------|

| 国の施策等 | 県の施策等 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・緑の政策大綱・グリーンプラン 2000の制定 ・森林法に基づく保安林の指定 ・親水性に配慮した水辺の整備への支援 ・河川法に基づく河川環境の整備と保全 ・近郊緑地保全区域の指定 ・近郊緑地保全計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林法に基づく保安林の指定 ・かながわのナショナルトラスト運動 ・県の管理する河川の親水性に配慮した水辺の整備の推進 ・かながわ生物多様性計画に基づく緑の保全等の施策の推進 ・円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画に沿った、近郊緑地保全区域内の緑地の保全。 |

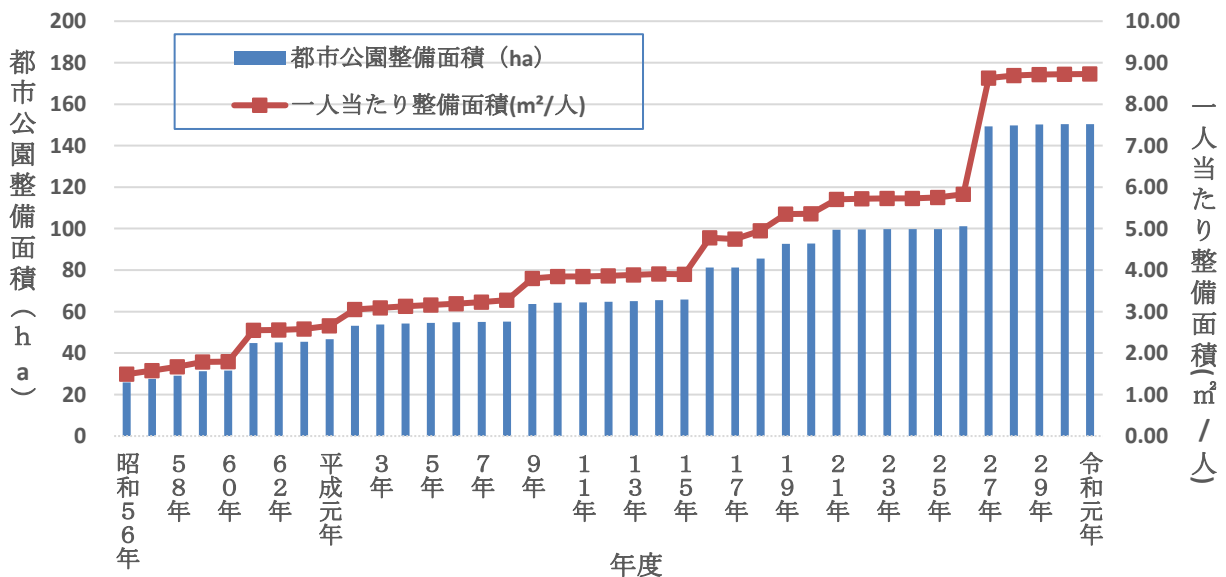
▶ 主な環境施策

都市公園等の整備・管理

都市公園等は、散策・レクリエーションの場や防災空間として、またうるおいややすらぎの場として、市民生活に欠くことのできない都市空間を形成しています。市では、都市公園等の整備を進めてきましたが、少子高齢化、余暇ニーズの多様化などの社会情勢に配慮した整備・改修・管理が課題となっています。

今後も、防災の観点、生態系などに配慮し、大規模な公園や市民に親しみのある緑のオープンスペースとしての街区公園等の整備と改修を、市民参画・協働のもとに進めます。

また、指定管理者制度の導入や NPO 等との協働により、市民が快適に利用できる都市公園等の適正な維持管理を行います。



資料：「鎌倉の統計」

鎌倉市緑の基本計画に基づく施策の推進

～山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉をめざして～

「鎌倉市緑の基本計画」は、都市緑地法に基づいて市が策定する都市の適正な緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画であり、行政と市民が一体となって取り組む緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

鎌倉市総合計画の将来目標や都市マスタープランの基本理念、豊かな自然・歴史文化遺産と環境に対して意識の高い市民の存在等を踏まえて、計画の基本理念を「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」と定めています。令和4年(2022年)に、従前の計画の基本理念を継承し、グリーンインフラやSDGsの視点を踏まえ、計画内容の補強・補充を中心とした改定を行い、維持管理の充実、市街地における緑化の推進など、市民の身近な緑を担保していく方針を示しています。

[リーディング・プロジェクト]

- ① 緑の質の向上
- ② 緑のネットワークの形成
- ③ 多様な連携と資源の利活用

※緑の基本計画は、平成8年(1996年)に全国に先駆けて策定し、これまでに4度の見直しを実施しています。



歴史的風土保存区域・歴史的
風土特別保存地区の緑

法制度の適用により保全された古都の緑
が鎌倉市の都市環境を支えています。



市民との連携

市民と行政の連携による、質の
高い緑の保全を推進します。

IV 良好な都市環境の創造



⑧景観

風格ある古都の景観を継承します。

現状と課題

わが国を代表する歴史的・文化都市である鎌倉では、その歴史とともにつくられてきた良好なまち並みを後世に伝えるため、まちづくりに関する様々な施策を推進してきました。

平成8年(1996年)に施行した都市景観条例では、市民との協働による景観づくりの仕組みを整え、平成16年(2004年)の景観法制定を受けて、平成17年(2005年)5月に景観行政団体となり、平成19年(2007年)1月には景観計画を策定しました。

この景観計画は、平成8年(1996年)からの景観行政の蓄積をもとに、景観形成の基本理念・目標を定めるとともに、市域を土地利用の現状にあわせ21区分し、区域毎に景観形成の方針・基準をきめ細かく定めたもので、景観法に基づく届出・勧告制度により、一定規模以上の建築行為や開発行為等の景観誘導に取り組んでいます。

平成20年(2008年)3月には、景観計画の実現化方策に沿って、鎌倉駅・北鎌倉駅周辺の市街地を対象に建築物の高さや色彩等の制限を定める景観地区の都市計画決定を行い、長年の懸案事項であった中心市街地の景観づくりに一定の方向付けを行いました。

平成29年(2017年)には、景観計画策定から10年が経過したため、計画の改定を実施しました。この改定を受け、平成29年(2017年)9月に都市景観条例を改正し、景観配慮協議の制度を設け、一定規模以上の建築計画に対して周辺住民が意見を提出できる仕組みを新しく開始しました。

景観形成は、行政だけではなく、市民・NPO・事業者の参画と協働が重要であることから、平成23年(2011年)に指定した景観整備機構による景観形成協議会への支援のほか、親子景観セミナーや景観づくり賞の実施など、市民意識高揚のための普及啓発や市民活動支援などにも取り組んできました。また、若宮大路・小町通り沿道において景観形成ガイドラインの運用を令和2年(2020年)4月から開始しました。

屋外広告物は、景観形成上、大切な要素の一つです。これまでは「神奈川県屋外広告物条例」により屋外広告物の規制・誘導を行ってきましたが、「鎌倉市屋外広告物条例」を制定したことから、令和4年(2022年)4月以降は、当該市条例により屋外広告物の規制・誘導を行います。

これまでの県条例と新たな当該市条例との主な変更点としては、古都鎌倉特定区域を設定し、屋上広告物設置禁止等の地域ルール明確化のほか、地域の活性化と安全に資するため、エリアマネジメント広告(屋外広告物を掲出し、地域のまちづくりの費用に充てるもの)に関する規定や違反広告物に対する過料等に関する規定を新設しました。このことにより、地域特性を踏まえた質の高いデザイン等への誘導を図ります。

引き続き、地区レベルの景観形成の支援制度の充実を図りながら、市民・NPO・事業者の参画と協働による景観形成の取組のさらなる成長・発展に努めるとともに、屋外広告物等の質の向上へも取り組み、風格ある古都の景観を継承します。

■景観形成地区の指定状況

| | 地区の名称 | 景観形成の方針等 | 地区の名称 | 景観形成の方針等 | |
|---|----------------------|---|-------|---------------|--|
| 1 | 由比ガ浜通り(下馬~六地藏)景観形成地区 | <ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な歩行空間づくり 魅力的な建物づくり 品のあるにぎわいの演出 歴史的資産の保全と活用 | 3 | 鎌倉芸術館周辺景観形成地区 | <ul style="list-style-type: none"> 建物色彩の周囲との調和 オープンスペースや敷地内の緑化 道路、ストリートファニチャー等色彩の配慮 広告物の周辺との調和 |
| 2 | 浄明寺胡桃ヶ谷(住友)景観形成地区 | <ul style="list-style-type: none"> ゆとりある住宅地環境の維持、向上 建築物の色彩配慮 建物用途の混在防止 敷地内及び接道部の緑化 広告物等や自動販売機の制限 | 4 | 由比ガ浜中央景観形成地区 | <ul style="list-style-type: none"> にぎわいの演出 歴史的資産の保有と活用 広告物の周辺との調和 安全で快適な歩行空間の確保 |

資料：鎌倉市

▶ 目標を達成するための指標

- ▶ 鎌倉市景観計画の適切な運用
- ▶ 景観重要建造物等の保全に関する事業の拡大・運用

▶ 施策の体系

- 1 良好な都市景観形成の誘導
 - 景観法を活用した景観形成
 - 土地利用計画に沿った景観形成
- 2 都市景観形成事業の推進
 - 快適なみちづくり
 - 水辺の環境づくり
 - 緑のまちづくり
 - 魅力的な建物づくり
- 3 市民、事業者への啓発、支援
 - 景観づくり賞の実施
 - シンポジウム、講演会の開催（親子景観セミナー・出前講座の開催等）
 - 市民活動の支援（市民・NPO による啓発活動の支援等）
- 4 屋外広告物等の質向上への取組
 - 鎌倉にふさわしい質の高いデザインへの誘導

◎関連条例等

- ・ 鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱（昭和 55 年 4 月告示第 6 号）
- ・ 鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例（平成 2 年 3 月条例第 12 号）
- ・ 鎌倉市まちづくり条例（平成 23 年 10 月条例第 8 号）
- ・ 鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（平成 13 年 3 月条例第 24 号）
- ・ 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成 14 年 9 月条例第 5 号）
- ・ 鎌倉市落書き防止条例（平成 16 年 12 月条例第 9 号）
- ・ 鎌倉市都市景観条例（平成 18 年 9 月条例第 16 号）
- ・ 鎌倉市屋外広告物条例（令和 3 年 12 月条例第 14 号）

■風致地区の指定面積（P42⑥歴史的遺産 参照）


風致地区の指定面積 約 2,194ha



景観重要建築物等 指定第 1 号 鎌倉文学館(旧前田家別邸)



景観重要建築物等 指定第 23 号 東勝寺橋

 施策の展開

1 良好な都市景観形成の誘導

【】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|-----------------|-----------|---|--------------------|
| ①景観法を活用した景観形成 | 市民 | ・自らが景観形成の主体であることを認識し、鎌倉の景観づくりへの理解を深めるとともに、積極的な参画に努めます。 | 都市景観課 |
| | 事業者 | ・自らが景観形成の主体であることを認識し、鎌倉の景観づくりへの理解を深めるとともに、積極的な参画に努めます。 | 都市景観課 |
| | 市 | ・景観計画等を運用し、良好な都市景観形成を推進します。 | 都市景観課 |
| ②土地利用計画に沿った景観形成 | 市民 | ・積極的に地区レベルの景観づくりに参画します。 | 都市景観課 |
| | 事業者 | ・積極的に地区レベルの景観づくりに参画します。 | 都市景観課 |
| | 市 | ・景観的な配慮が求められる地区などに景観形成の考え方や景観資源を明らかにした地区プランを策定・提示します。 ・景観計画及び景観地区における建築物の形態意匠の制限や高さの最高限度などの基準に基づき、建築物等の良好な景観誘導をします。 ・景観重要建築物等や地域景観資源となる工作物や樹木などの保全と活用のための支援を行います。 【景観重要建築物等の指定件数累計】 ・旧華頂宮邸の保存と活用の方向性を確定します。 | 都市景観課 都市景観課 |

2 都市景観形成事業の推進

【】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|-----------|-----------|---|------------------|
| ①快適なみちづくり | 市民 | ・行政と協働で、道路沿いでポケットパークやオープンカフェなどの創出に参画します。 | 各道路管理者 |
| | 事業者 | ・行政と協働で、道路沿いでポケットパークやオープンカフェなどの創出に参画します。 | 各道路管理者 |
| | 市 | ・特に魅力的な景観形成が求められる道路の無電柱化を道路管理者及び事業者等とともに推進します。 【路線数】 ・道路管理者と協議し、道路空間の魅力を高める、ストリートファニチャーの整備を検討します。 | 道路課 都市景観課 |
| ②水辺の環境づくり | 市民 | ・水辺の環境の維持に努めます | 下水道河川課 |
| | 事業者 | ・水辺の環境の維持に努めます。 | 下水道河川課 |
| ③緑のまちづくり | 市民 | ・敷地内の緑化に努めます。 | |
| | 事業者 | ・敷地内の緑化に努めます。 | |

⑧景観

| | | | |
|------------|-----|--|---|
| | 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・街路樹などの緑化に努めるよう配慮します。 ・市民や事業者等が住宅、店舗、事業所及び駐車場等の接道部を緑化する場合、その経費の一部を補助します。(再掲) ・公園・緑地の整備を進めます。 | 道水路管理課/ みどり公園課 みどり公園課 みどり公園課 |
| ④魅力的な建物づくり | 市民 | ・建物等の形態意匠を景観に配慮したものに努めます。 | 都市景観課 |
| | 事業者 | ・建物等の形態意匠を景観に配慮したものに努めます。 | 都市景観課 |
| | 市 | ・公共建築物の改修や設置に際しては、景観形成の先導的役割を果たせるよう配慮します。 【景観地区指定】 | 都市景観課 |

3 市民、事業者への啓発、支援

【 】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | 担当課等 |
|-----------------------------------|--|-------------------|
| ①景観づくり賞の実施 | 市 ・景観づくり賞の継続的な実施により、景観形成に貢献する市民・事業者の活動を顕彰するとともに、景観に対する市民の意識の向上をめざします。 | 都市景観課 |
| ②シンポジウム、講演会の開催(親子景観セミナー・出前講座の開催等) | 市 ・市民やNPO 等との協働による講演会の開催のほか、若年層を対象としたセミナーの開催などを継続的に実施します。 【開催数】【参加人数累計】 | 都市景観課 |
| ③市民活動の支援(市民・NPOによる啓発活動の支援等) | 市民 ・ごみ排出のルールとマナーを守り、景観の維持に努めます。 | ごみ減量対策課/ 環境保全課 |
| | 滞在者 ・ごみは持ち帰り、景観の維持に努めます。 | 環境保全課 |
| | 市 ・市民等による落書き消去活動等まち美化活動を支援し、まちの美観に対する啓発を推進します。 【まち美化キャンペーンの実施回数】 【まち美化奨励金の交付率実施回数・参加人員】 | 環境保全課 |

4 屋外広告物等の質向上への取組

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | 担当課等 |
|-----------------------|---|-------|
| ①鎌倉にふさわしい質の高いデザインへの誘導 | 事業者 ・屋外広告物を設置する際、周辺景観との調和に配慮します。 | 都市景観課 |
| | 市 ・鎌倉市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の適切な規制と誘導を図ります。 | 都市景観課 |

| 国の施策等 | 県の施策等 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・美しい国づくり政策大綱 ・景観法 ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土の保存 | <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土特別保存地区の指定拡大 ・特別保存地区内の土地の買入れ |

▶ 主な環境施策

景観計画の推進 ～良好な都市景観形成の誘導～

美しい景観づくりは、まちづくりを進める上での重要な課題です。

「鎌倉市景観計画」は、景観法に基づく法定計画で、鎌倉の魅力ある景観づくりを実現するために必要な都市景観の形成に関する総合的な方策を示したものです。

■ 鎌倉市景観計画の基本理念と基本目標

基本理念

- (1) 日本を代表する歴史的都市としての発展
- (2) 固有の文化を育んできた原風景の継承
- (3) 自然と調和した親しみのある都市空間づくり
- (4) 風格を保ち生き生きとした生活創造都市の確立
- (5) 環境にやさしい薫風の都市づくり

基本目標

- (1) 自然環境と歴史的遺産が融和した都市景観の形成
- (2) ヒューマンスケールの都市景観の形成
- (3) 地域の個性を尊重した風格ある都市景観の形成
- (4) 新しい時代にこたえる生き生きとした都市景観の形成
- (5) 心を豊かにする都市景観の形成



* 古都景域

市街地における歴史性をふまえた都市景観の形成と、谷戸、丘陵地における歴史的風土の保存を有機的に結びつけ、全体として歴史的都市美観を創りあげていくことをめざします。

* 都市景域

史跡や文化財などの歴史的資源に配慮しながら都市の活力と快適性を備えた魅力ある都市景観の形成をめざします。

資料：「鎌倉市景観計画」(平成19年)

IV 良好な都市環境の創造



⑨美化

ごみの散乱や落書きのない美しいまちをめざします。

現状と課題

鎌倉市では、ごみの散乱のない美しいまちをつくるため、平成13年(2001年)3月に鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例(クリーンかまくら条例)を制定しました。そして、同年10月に、市、市民、事業者、滞在者が果たすべき役割に応じた、それぞれの具体的な取組を「第1次鎌倉市まち美化行動計画」として策定後、これまでに4次にわたり鎌倉市まち美化行動計画を策定し、市民との協働によりさまざまな事業を実施し、成果をあげてきました。

また、平成16年(2004年)12月に、まちの美観及び良好な都市環境を保持することを目的とする鎌倉市落書き防止条例を制定し、3次にわたり、鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画を策定し、市民や関係機関との連携・協働により快適な生活環境の保全に努めてきました。

取組の成果や課題を踏まえ、落書きの形態が多様化していることから、落書きもまち美化の一環として取り組めるよう、鎌倉市まち美化行動計画と鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画を一本化し、令和2年(2020年)3月に「第5次鎌倉市まち美化行動計画」を策定しました。

「第5次鎌倉市まち美化行動計画」では、それぞれの実施主体別に役割を設定し、これまでの美化活動を継続しつつ、環境意識の高い事業者との協働による来訪者へのごみの持ち帰りの啓発活動の拡大、海洋プラスチックごみの削減に寄与するために国や神奈川県と連携した海岸の美化活動の推進、「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画」に取り入れられたSDGsの理念の反映などを新たに盛り込んでいます。



クリーンアップかまくら(若宮大路)

▶ 目標を達成するための指標

- ▶ 飲料用自動販売機回収容器設置率 令和7年度(2025年度)までに 95%以上
- ▶ 自治町内会のまち美化クリーンデー実施率 令和7年度(2025年度)までに 100%
- ▶ まち美化推進重点区域 令和7年度(2025年度)までに 6区域
- ▶ アダプト・プログラムの実施地区 令和7年度(2025年度)までに 10地区

▶ 施策の体系

1 散乱ごみ、不法投棄、落書きの未然防止

- 散乱ごみ・たばこの吸殻等をなくすための美化啓発
- 不法投棄・落書きの防止
- ごみの持ち帰りの啓発
- 散乱しにくい、ごみになりにくい物品の販売
- クリーンステーションでの散乱防止

2 美化活動の実施

- 市民、事業者、市の協働による道路、河川、海浜、公園などの清掃
- 自宅・店舗・事業所周辺における随時の清掃活動の実施
- 空き地の適正管理

◎関連条例

- ・ 鎌倉市あき地の環境保全に関する条例（昭和47年10月条例第23号）
- ・ 鎌倉市廃棄物の不法投棄の防止に関する条例（昭和47年10月条例第24号）
- ・ 鎌倉市海岸の環境保全に関する条例（昭和49年4月条例第10号）
- ・ 鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱（昭和56年3月告示第127号）
- ・ 鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（平成13年3月条例第24号）
- ・ 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号）
- ・ 鎌倉市落書き防止条例（平成16年12月条例第9号）
- ・ 鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例（平成20年9月条例第9号）



「まちの美化を考えるポスター作品コンクール」最優秀賞ポスター

■美化活動の実績

| 項目 | 数値 |
|----------------------|------------|
| 飲食用自動販売機回収容器設置率 | 96% |
| 自治町内会まち美化クリーンデー実施率 | 62% |
| まち美化推進重点区域 | 4区域 |
| アダプト・プログラムの実施地区(団体数) | 13地区(13団体) |

(令和元年度実績)

▶ 施策の展開

1 散乱ごみ、不法投棄、落書きの未然防止

【 】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|--------------------------|-----------|--|--------------------------|
| ①散乱ごみ・たばこの吸殻等をなくすための美化啓発 | 市民 | ・まち美化統一クリーンデーに参加するなど地域の美化活動を実践します。【まち美化統一クリーンデー実施団体数】 | 環境保全課 |
| | 市 | ・自治会・町内会によるまち美化統一クリーンデーを推進します。【クリーンアップかまくら実施回数】 ・路上喫煙防止のため、パトロールを行なうとともに路上喫煙禁止の啓発を進めます。 | 環境保全課 |
| ②不法投棄・落書きの防止 | 市民 | ・落書きやポイ捨てを行わないようにルールを守ります。 ・落書き防止・消去活動に協力します。 | 環境保全課 |
| | 事業者 | ・廃棄物を適正に処理します。 | 環境保全課 |
| | 滞在者 | ・落書きやポイ捨てを行わないようにルールを守ります。 | 環境保全課 |
| | 市 | ・不法投棄防止のため、パトロールや投棄物の撤去を行うとともに啓発を進めます。【不法投棄防止の具体策の展開】 ・落書き防止のため、パトロールや消去活動を行うとともに啓発を進めます。【落書き防止の具体策の展開】 | 環境保全課 環境保全課 |
| ③ごみの持ち帰りの啓発 | 滞在者 | ・自らが出したごみは持ち帰ります。 | 環境保全課 |
| | 市 | ・ごみの持ち帰りを啓発します。 | 環境保全課 観光課 |
| ④散乱しにくい、ごみになりにくい物品の販売 | 事業者 | ・容器包装が散乱ごみにならない販売方法に変えていきます。 | |
| | 滞在者 | ・飲食物のテイクアウトなど散乱しやすいものを控えます。 | |
| ⑤クリーンステーションでの散乱防止 | 市民 | ・適切なクリーンステーションの利用及び維持管理に努めます。 | |
| | 市 | ・クリーンステーションの美化のためごみ散乱防止ネット貸し出し等実施します。 ・ごみ出しルールについて啓発を行います。 | 名越・今泉クリーンセンター ごみ減量対策課 |

2 美化活動の実施

【 】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|---------------------------------|-----------|--|----------------------------|
| ①市民、事業者、市の協働による道路、河川、海浜、公園などの清掃 | 市民 | ・アダプト・プログラムやまち美化清掃活動等に参加します。 ・公園愛護会、街路樹愛護会を結成し、参加します。 | 環境保全課 みどり公園課 |
| | 事業者 | ・清掃活動を行います。 | 環境保全課 |
| | 市 | ・道路、河川、海浜、公園等の適正管理、清掃に努めます。 ・道路、河川、緑地等の点検・修繕に努めます。 ・公園・街路樹愛護会の育成に努めます。 | 各管理担当課 各管理担当課 みどり公園課 |
| ②自宅・店舗・事業所周辺における随時の清掃活動の実施 | 市民 | ・毎月1回の周辺清掃を実施します。 【まち美化奨励金の交付率】 | 環境保全課 |
| | 事業者 | ・毎月1回の周辺清掃を実施します。 【まち美化奨励金の交付率】 | 環境保全課 |
| ③空き地の適正管理 | 市民 | ・空き地など所有地を適正に管理します。 | 環境保全課 |
| | 事業者 | ・空き地など所有地を適正に管理します。 | 環境保全課 |
| | 市 | ・空き地の適正な管理について指導を行います。 【空き地の調査件数及び指導件数】 | 環境保全課 |

| 国の施策等 | 県の施策等 |
|-----------------------------|---|
| ・廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づく不法投棄の規制 | ・美化運動推進事業費補助金による市町村の支援 ・(公財)かながわ海岸美化財団による海岸美化の実施 |

▶ 主な環境施策

「落書き防止条例」の推進 ～快適な生活環境の実現を図るために～

近年、市内の駅周辺の商店・事業所など、主要道路沿いの変電設備や壁などに、頻繁に落書きされるという事態が発生しています。落書きのない美しいまちをめざし、平成16年(2004年)12月に「落書き防止条例」を制定し、条例に基づいて策定した「鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画」により落書き防止対策の取組を行ってきましたが、令和2年度(2020年度)より「鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画」と「鎌倉市まち美化行動計画」を一本化し、一体的に啓発活動、消去活動、通報・パトロール活動を行い、落書き防止対策等を行っています。

落書きの防止は日本文化を象徴する文化財が多数存在し、山と緑に囲まれた鎌倉において、まちの美観や良好な都市景観を保持し、快適な生活環境の実現と鎌倉を訪れる多くの観光客に古都の風情を感じてもらうことに貢献することが望まれます。



啓発用チラシ

「鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例」の推進 ～快適な生活環境を保持するために～

路上喫煙による市民等の身体等への被害を防止し、喫煙者と非喫煙者の双方が快適な生活環境を保持することを目的に「鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例」を平成20年(2008年)9月に制定、喫煙者に公共の場所で路上喫煙をしない努力を求め、特に路上喫煙を禁止する必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定し、現在、鎌倉駅周辺地区と大船駅周辺地区の2箇所を禁止区域としています。

なお、平成24年(2012年)12月に大船駅東口のペDESTリアンデッキ開設に伴い禁止区域の見直しを行いました。

禁止区域内での路上喫煙は禁止され、禁止区域で路上喫煙をした者には路上喫煙中止を指導及び命令することができ、命令に違反した者は過料に処せられることになります。

この条例制定のほか、平成31年(2019年)3月に空き店舗等を活用して屋内喫煙所の設置及び維持管理に対する補助制度(鎌倉市屋内喫煙所設置等補助制度)を制定しました。また、令和3年(2021年)6月に大船駅東口歩道橋下屋内型喫煙所を開設するなど、喫煙者と非喫煙者との共存を図りながら、受動喫煙防止とたばこのポイ捨て防止を推進するための取組を行っています。

V 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保

⑩生態系の保全

鎌倉本来の生態系を守ります。



現状と課題

生態系とは、植物、動物、微生物及びそれらを取りまく土壌、水、空気などから成り立っており、これらが光合成、食物連鎖、分解など、複雑な過程を通じて相互に作用し合うまとまりです。また、この生態系を維持する上で生物多様性は重要であり、動植物を食料、住居、医療などに利用する人間にとっても必要です。ひとつの生態系に様々な生物種がいて、同じ種でも多くの個体がいることが重要であるといわれています。

平成16年(2004年)6月「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)が公布されたため、鎌倉市でも外来生物の現状を把握し、「神奈川県アライグマ防除実施計画」及び「鎌倉市クリハラリス(タイワンリス)防除実施計画」に基づき、市内からのアライグマ及びクリハラリス(タイワンリス)の排除に取り組んでいます。特に、平成22年度(2010年度)から本市を含めた横須賀三浦地域4市1町で、1月から3月までの期間を「アライグマ、タイワンリス捕獲強化期間」として捕獲強化を推進しています。また、アライグマと同等の被害を及ぼすハクビシンについても駆除を進めています。

平成20年(2008年)6月「生物多様性基本法」が公布され、平成23年(2011年)10月には地域における多様な主体が連携した生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的として「生物多様性地域連携促進法」が施行されました。また、平成24年(2012年)9月には生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップや東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示す「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定されました。これらに基づき、鎌倉市においても、生物多様性の保全及び持続可能な利用に努めます。なお、神奈川県においては、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「かながわ生物多様性計画」が平成28年(2016年)3月に策定されました。環境省では令和2年(2020年)から次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討を開始し、令和4年(2022年)内の策定を見込んでいます。

このように、野生動植物の生態調査・研究や、生態系の保全体制の整備を推進し、貴重種をはじめ市内に生息・生育する野生動植物の保全に努め、鎌倉本来の生態系を守ります。

■鎌倉市自然環境調査における指標

| | |
|------|---|
| ＜植物＞ | |
| 貴重種 | ヒカゲワラビ、タコノアシ、エビネ、キンラン |
| 注目種 | コクラシ、ギンラン、シュンラン、サイハイラン、アキザキヤツシロラン、カントウカンアオイ、ツクシトリカブト、ニセジュズネノキ |
| ＜動物＞ | |
| 貴重種 | 鳥類(フクロウ、カワセミ等)、昆虫類(ギンヤンマ、ゲンジボタル等)、その他(カヤネズミ、シマヘビ、ニホンヒキガエル、ホトケドジョウ等) |
| 哺乳類 | アズマモグラとヒミズ、外来種(タイワンリス、アライグマ)、在来種(ノウサギ、イタチ等) |
| 鳥類 | 夏鳥(ツバメ、ヤブサメ等)、冬鳥(カシラダカ、ツグミ等)、留鳥(春に確認、ウグイス等)、留鳥(夏、スズメ等)、留鳥(秋、モズ等)、留鳥(冬、ムクドリ等)、キツツキ類(アカゲラ等)、種子食(シメ、イカル等)、昆虫食(エナガ、キビタキ等)、水鳥(カルガモ、カワウ等) |
| 爬虫類 | 全種(外来種を除く、ヤモリ、トカゲ、カナヘビ、シマヘビ等) |
| 両生類 | 全種卵及び幼生(外来種を除く、ニホンヒキガエル、アマガエル、ニホンアカガエル等)、全種成体(同左) |
| 昆虫類 | 樹林性チョウ類(アオスジアゲハ、タロアゲハ等)、林縁性チョウ類(ヒカゲチョウ、アカタテハ等)、草地性チョウ類(キタテハ、モンシロチョウ等)、樹林性昆虫類(カブトムシ、コクワガタ等)、林縁性昆虫類(アカスジキンカメムシ、アオジョウカイ)、草地性昆虫類(クロヤマアリ、エンマコオロギ等)、流水性トンボ類(オニヤンマ、ヤマサナエ等)、止水性トンボ類(シオカラトンボ、アキアカネ等)、ヘイケボタル、ゲンジボタル |

植物：貴重種(絶滅のおそれがあると選定されている種)、注目種(分布が限られている種や個体数の減少が考えられる種)

動物：貴重種(絶滅のおそれがあると選定されている種)、その他(貴重種と同様の環境に生息する種、同様の生態である種など)

資料：鎌倉市自然環境調査(平成15年)

▶ 目標を達成するための指標

- ▶ 野生動植物の生態調査・研究の推進
- ▶ 生態系の保全体制の整備

▶ 施策の体系

- 1 市内に生息・生育する野生動植物に関する基礎的な調査等の実施
 - └ 緑地保全のための自然環境に関する調査・研究、情報の収集
- 2 地域の生物多様性の保全
 - └ 野生動植物（貴重種、注目種など）の保全
 - └ 野生動植物の生息・生育場所（ビオトープ）として重要な緑地の保全
 - └ 野生動植物の生息・生育に資する緑地保全や管理の推進
 - └ 多自然河川、池沼、海浜の保全整備
- 3 特定外来生物の防除
 - └ 特定外来生物の防除対策
 - └ 特定外来生物に関する情報提供

◎関連条例

- ・鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例（平成9年7月条例第5号）
- ・鎌倉市文化財保護条例（平成17年3月条例第13号）

■鎌倉で見られる貴重種（鎌倉市自然環境調査（平成15年））
（貴重種：絶滅のおそれがあると選定されている種）



オオタカ（亜成鳥）



ニホンヒキガエル



ホトケドジョウ

■鎌倉に生息する外来種

（外来種：その土地に本来存在しない生物で、外部から意識的又は無意識的に持ち込まれた生物）

※鎌倉市内で生態系、生活被害をおよぼす次の外来種は有害鳥獣として駆除しています。



アライグマ



クハラリス（台湾リス）



ハクビシン

1 市内に生息・生育する野生動植物に関する基礎的な調査等の実施

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|------------------------------|-----------|--|--------|
| ①緑地保全のための自然環境に関する調査・研究、情報の収集 | 市 | ・保全すべき緑地の現況を把握するため、市民等との連携により、自然環境に関する調査研究、情報の収集を図ります。 | みどり公園課 |

2 地域の生物多様性の保全

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|----------------------------------|-----------|---|--|
| ①野生動植物（貴重種・注目種など）の保全 | 市民 | ・外来種、園芸種やペットが野生化し、生態系に影響を与えることのないよう管理・飼育をします。 ・野生動植物の保全に努めます。 | |
| | 事業者 | ・野生動植物の保全に努めます。 | |
| | 滞在者 | ・野生動植物の保全に努めます。 | |
| | 市 | ・市民及び県・関係諸機関との連携を図り傷病鳥獣の救護に努めます。 | 環境保全課 |
| ②野生動植物の生息・生育場所（ビオトープ）として重要な緑地の保全 | 市民 | ・野生動植物の生息・生育場所（ビオトープ）として重要な緑地の保全、質の向上に協力します。 | |
| | 事業者 | ・野生動植物の生息・生育に重要な場所の保全に協力します。 | |
| | 滞在者 | ・野生動植物の生息・生育に重要な場所の保全に協力します。 | |
| | 市 | ・野生動植物の生息・生育場所（ビオトープ）として重要な緑地の保全、質の向上に努めます。 ・公共施設の計画や工事に際し、野生動植物への配慮に努めます。 | みどり公園課 みどり公園課/ 公的不動産活用課/ 各施設所管課 |
| ③野生動植物の生息・生育に資する緑地保全や管理の推進 | 市 | ・一定のまとまりをもった樹林地や農地、水辺地などを保全及び管理することで、生物の生息環境の向上と多様化に寄与します。 | みどり公園課 |
| ④多自然河川、池沼、海浜の保全整備 | 市 | ・水の流れの速さ、深さ、水生植物などが多様な水辺となるような多自然川づくりの整備を検討します。 | 下水道河川課 |
| | | ・公園内の池沼を整備する際は、多自然型となるよう検討します。 | みどり公園課 |
| | | ・多自然型の海浜の保全整備を検討します。 | 環境保全課 |

3 特定外来生物の防除

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|-----------------|-----------|---|-------|
| ①特定外来生物の防除対策 | 市 | ・特定外来生物のアライグマやクリハラリス(タイワンリス)の排除に取り組みます。 | 環境保全課 |
| ②特定外来生物に関する情報提供 | 市 | ・生態系を保全するため、特定外来生物に関する情報を提供します。 | 環境保全課 |

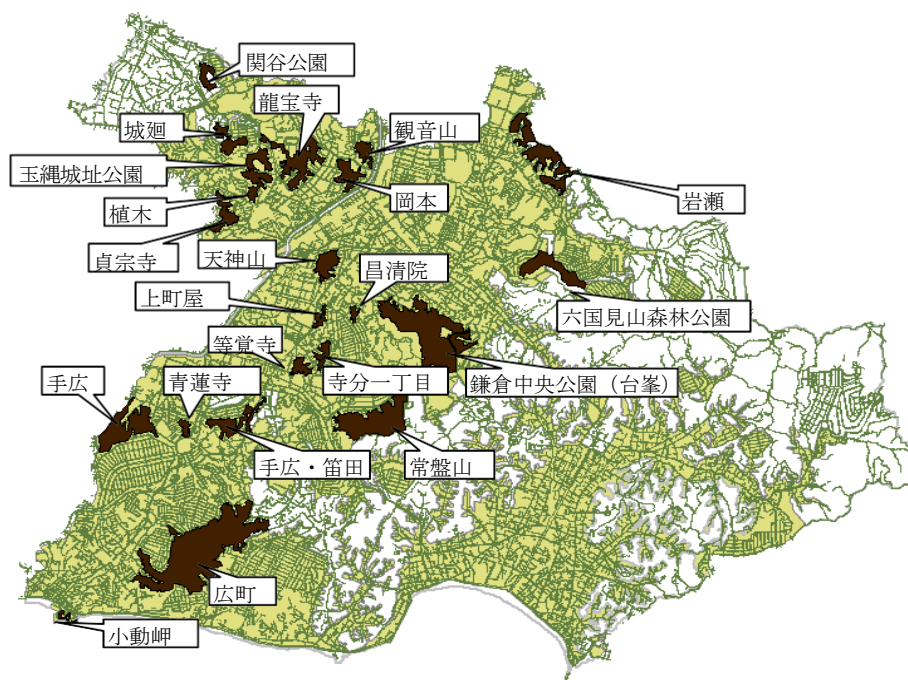
| 国の施策等 | 県の施策等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略2012-2020による保全の強化、自然再生、持続可能な利用の推進 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)による野生動植物の保全 ・森林破壊の防止、砂漠化対処、渡り鳥の保護等の国際的な生物多様性の保全 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物の指定及び保護 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による野性動物の保護 ・緑の国勢調査等による野生動植物の生息・生育状況の把握 ・自然再生推進法による自然環境の再生 ・30by30ロードマップの策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な生物が生息する水域環境の保全 ・動物の愛護及び管理に関する法律、県条例に基づく動物の愛護と適正な飼養についての普及等 ・鳥獣保護委員、野生生物の管理 ・かながわ生物多様性計画による施策の推進 |

主な環境施策

鎌倉市自然環境調査 ～鎌倉市緑の基本計画で保全対象とした22地区の緑地について実態調査～

市は、「鎌倉市緑の基本計画」に基づき、保全対象とした22地区の緑地について、自然環境調査を実施しました(平成15年(2003年)3月報告)。本調査では、鎌倉市の自然環境に深い知識と調査経験をもつ市民や専門家の協力を得て、「ある緑地に分布している環境(地形、水系、植物などで構成される基盤)」と「その環境に生息している生物(動物)」との関係を一体的に把握することを目指し、22地区の様々な自然環境情報をとりまとめました。

■調査対象緑地 22地区



資料：「鎌倉市自然環境調査」(平成15年)

※名称は仮称のものを含む

生物多様性を高める市民による生態系の保全活動

生態系を健全に保持するためには、緑地の確保・保全が大切な役割を果たしていきます。また、下水道の普及による河川の浄化も不可欠なものです。

さらに、開発や災害等が生じた土地で自然環境を復元するとともに、緑地の中により多くの生物が生息できるよう、生息環境の向上にも取り組む必要があります。

市内では様々な市民団体等が、都市公園や河川などにおいて生物の生息環境を整えるなどの活動を行っています。

■市民による生態系保全活動事例

| 場 所 | 内 容 |
|--------|---|
| 佐助稲荷 | 谷戸環境の保全と復活したゲンジボタルの生息環境の保護 |
| 鎌倉中央公園 | 公園の整備に伴う生息環境の変化の影響を受けやすい動植物をできるだけ保全する。 |
| 鎌倉広町緑地 | 田畑の活用、樹林地内及び散策路の維持管理、自然環境調査などの保全活動を実施する。 |
| 佐助川 | 二面護岸された川の水生生物の生息環境の多様化を図り、ヨシノボリの遡上数とモクズガニの生息数を増やす。 |
| 御谷川 | 多自然河川改良整備が実施された川の生息環境の維持管理、ゲンジボタル・モノサントンボ・ツチガエル等の保護増殖 |
| 逆川 | ホタルの生息環境の維持管理と保護増殖 |

生物多様性の保全に向けた取組の推進

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上には森、里、川、海などさまざまなタイプの自然の中に、それぞれの環境に適応して進化した約 3,000 万種の多様な個性を持つ生きものがいてお互いにつながりあい、支えあって生きていっているとされています。

1992年(平成4年)にリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミット(国連環境開発会議)において包括的な生物多様性の保全や持続可能な利用を目的に生物多様性条約が採択され、2018年(平成30年)12月現在、日本を含む194か国、欧州連合(EU)及びパレスチナが締結しています。

国連が定める「国際生物多様性年」である平成22年(2010年)、愛知県名古屋市で生物多様性条約締約国会議(COP10)において、その関連会議である「生物多様性国際自治体会議」に鎌倉市が参加し、生物多様性の地方での取組事例として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保全を主な目的とした都市公園として整備していた鎌倉広町緑地(※)での取組を紹介しました。

鎌倉市の自然環境の特徴の一つでもある、谷戸の特性や種の地域性、野生動植物などとのふれあい方などについて、都市公園における自然観察会、また緑の学校などを通じて普及啓発を図り、多くの人々が生物多様性の重要性について理解を深めることが大切です。

※鎌倉広町緑地は、その後も整備を進め、平成27年(2015年)4月に都市公園(都市林)として供用開始しました。

V 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保

⑪自然とのふれあい

日常生活の中で、海、山、川など自然とふれあう機会を充実させます。



▶ 現状と課題

私たち日本人は自然と対立するのではなく、自然に順応した形でさまざまな知識、技術、芸術、豊かな感性や美意識をつちかい、多様な文化を形成してきました。その中で、自然と共生する伝統的な自然観がつくられてきたと考えられます。

一方で現代では、日常的に自然と接触する機会がなく自然との付き合い方を知らない子どもたちが増えており、森林や里地里山などの豊かな自然に接し学ぶ機会を提供することが、次の世代を担う子どもたちの健全な成長のために必要とされています。

市ではこうした自然の効用や仕組みを理解していただくことを目的として「緑の学校」を実施しています。本制度では、年間全10回の講座を通じ、緑に関する基礎的な講座や自然観察・野鳥観察を実施しています。また、緑のレンジャー活動を通じて、公園緑地の維持・管理に関する体験講座などを開催しています。

今後も引き続き、交流とふれあいを広げる緑のネットワークづくりなどを通じて、学校や地域における教育や学習だけでなく、日常生活の中で自然とふれあう機会を充実させます。

ハイキングコース

①天園ハイキングコース (建長寺→天園→瑞泉寺)約5.5km

建長寺・20分・半僧坊・10分・勝上嶽・5分・十王岩・20分・覚園寺
瑞泉寺・20分・貝吹地蔵・15分・天園・15分・大平山・25分

②葛原岡・大仏ハイキングコース 約3.0km

浄智寺・20分・葛原岡神社・50分・高德院(大仏)
佐助稲荷神社・5分・銭洗井財天

③祇園山ハイキングコース 約1.5km

高時腹切りやくら・25分・祇園山・5分・八雲神社



▶ 目標を達成するための指標

- ▶ 都市公園等の施設緑地の面積 令和7年度(2025年度)までに約191.0ha(再掲)
- ▶ 一人当たり都市公園等の施設緑地の面積 令和7年度(2025年度)までに約11.7m²(再掲)

▶ 施策の体系

- 1 ふれあいの場の確保
 - └ 公園緑地などの整備やハイキングコースの紹介
 - └ 生き物観察広場の整備
- 2 海、山、川、池などで自然とふれあうスポーツ・レクリエーションなどの機会の充実
 - └ 自然の中で行うスポーツの振興
 - └ 自然とふれあう観光の推進
 - └ 自然とのふれあいを活用した健康の増進
 - └ 自然とふれあえる場所等の情報提供
- 3 自然とふれあうための指導者など人材の養成および確保
 - └ 緑の学校等を通じた指導者の育成と連携

■施設緑地の面積等

| | |
|-------------------|--------------------------|
| 都市公園等の施設緑地面積 | 153.77 (ha) |
| 一人当たり都市公園等の施設緑地面積 | 8.93 (m ² /人) |
| 生き物観察広場(市内学校) | 7 箇所 |


(令和2年4月1日現在)



鎌倉中央公園での農業体験
 *鎌倉中央公園では、自然観察会、炭焼き、農業体験など、市民団体によるさまざまな環境保全活動が積極的に取り組まれています。



ヒノキの間伐の体験作業をするレンジャー(ジュニア)
 *市は、自然とふれあうための指導者、公園緑地等の樹林地管理ボランティア等の人材の養成及び確保を目的として、年間を通して緑のレンジャーを育成しています。
 緑のレンジャー(ジュニア): 小学校4・5年生対象
 緑のレンジャー(シニア): 18歳以上対象

 施策の展開

1 ふれあいの場の確保

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|------------------------|-----------|--|--------------------------|
| ①公園緑地などの整備やハイキングコースの紹介 | 市 | ・公園緑地の整備・ハイキングコースの紹介など、自然とのふれあいの場の創出を推進します。 ・公園緑地など、自然とのふれあいの場の創出・整備を推進します。 | みどり公園課/ 観光課 みどり公園課 |
| ②生き物観察広場の整備 | 市民 | ・子ども等が自然の大切さを学べるよう生き物観察広場を利用します。 | |
| | 市 | ・生き物観察広場に関する情報の提供、普及・啓発を行います。 | 環境保全課 |

2 海、山、川、池などで自然とふれあうスポーツ・レクリエーションなどの機会の充実

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|---------------------|-----------|---|-------|
| ①自然の中で行うスポーツの振興 | 事業者 | ・自然とふれあうレクリエーション事業を推進します。 | |
| | 市 | ・自然の中で行うスポーツ・レクリエーションを振興するための教室、イベントなどを開催します。 | スポーツ課 |
| ②自然とふれあう観光の推進 | 市 | ・歴史的遺産や豊かな自然環境を活用し、各団体と連携して、鎌倉らしい観光を推進します。 | 観光課 |
| ③自然とのふれあいを活用した健康の増進 | 市 | ・自然とふれあいながら、健康の維持・増進ができる場所や機会の情報提供を行います。 | 市民健康課 |
| ④自然とふれあえる場所等の情報提供 | 市 | ・自然とふれあえる場所、ふれあい方、機会の情報提供を行います。 | 関係各課 |

3 自然とふれあうための指導者など人材の養成および確保

【 】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|---------------------|-----------|---|---------------------------|
| ①緑の学校等を通じた指導者の育成と連携 | 市民 | ・正しい自然とのふれあい方を学習します。 ・情報の相互交換に努めます。 | |
| | 市 | ・緑の学校などの開催を通じて自然観察の機会をつくるとともに、指導者の育成を図ります。 【緑の学校の開催】【指導者講習の開催】 ・緑のレンジャー制度による自然とのふれあいの実践と体験の機会づくりを進めます。 【活動の実施】 ・環境アドバイザー派遣制度による自然とのふれあいの実践 | みどり公園課 みどり公園課 環境政策課 |

| 国の施策等 | 県の施策等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育に関する法律による体験学習等の推進 ・自然とのふれあい活動の推進 ・エコツーリズムの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境科学センターにおける環境学習実践者の支援 ・環境学習に関する情報収集及び情報の提供 ・自然環境保全センターにおける自然観察指導者の養成 |

▶ 主な環境施策

生き物観察広場の整備 ～身近な場所の小さなビオトープ～

ビオトープ(biotop)とは、ドイツ語の bio(生物)と top(場所)を合わせた言葉で、本来その地域に住むさまざまな野生の生物が生きることができる空間のことを指します。本来は幅広い自然生態系の場を指しますが、最近では、人の手で作り出される身近なビオトープがあります。このビオトープは、子どもたち等が自然とふれあい、自然の不思議さや素晴らしさを感じ、発見や追求の力を育み、さらに自然の仕組みや地域特有の生態系について理解し、生命の重みを実感できる教材として、市内の学校などで整備されています。



鎌倉メダカ

メダカは、環境省の絶滅危惧種に指定されています。鎌倉では、滑川水系固有の鎌倉メダカが生き残っており、現在市役所前のビオトープなどで大切に育てています。

こうした身近なビオトープを初めとする生き物観察広場を整備し、また観察できる地域の潜在的な場所を発掘して、広く情報を発信することで、子どもだけではなくさまざまな人が身近な自然とふれあう機会が増えることが望まれます。



市役所のビオトープ

VI 循環型社会の構築



⑫廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用

「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざします。

現状と課題

市では、環境負荷の少ない循環型社会の構築や焼却施設の老朽化、市内の最終処分場問題を背景として、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざし、ごみの減量・資源化に積極的に取り組んできました。ごみ焼却量については、令和元年度(2019年度)に約30,000トンと平成2年度(1990年度)から約60%の減量が進み、リサイクル率(資源化率)は全国トップレベルを維持しています。

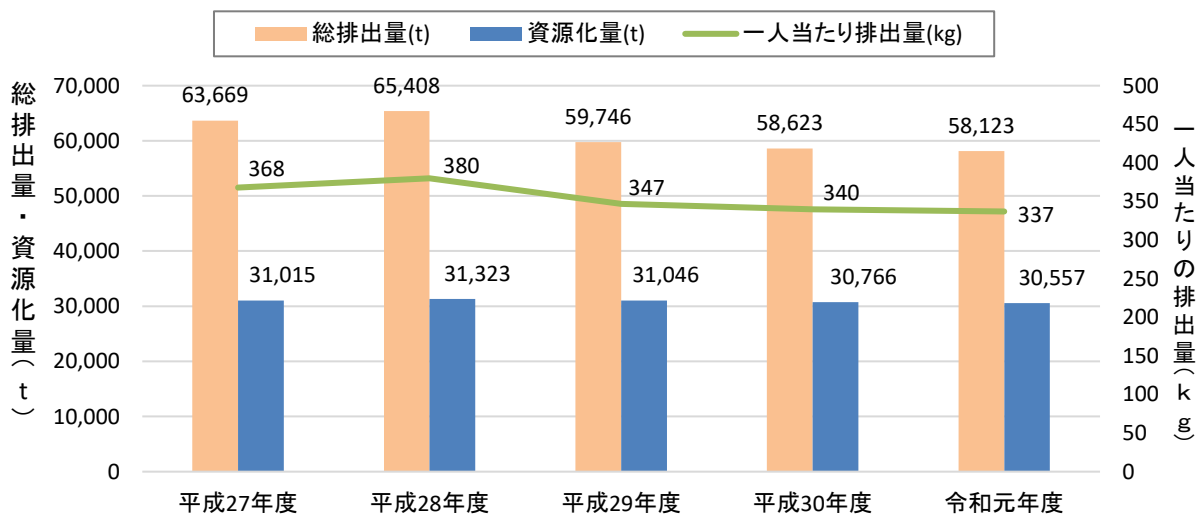
燃やすごみについては、市内に焼却施設を建設せずにさらなる減量・資源化を進め、令和7年度(2025年度)以降、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づき逗子市の既存焼却施設を中心に処理を行います。安定的なごみ処理体制を構築するためには、これらの施策を着実に進めることが重要です。

一方、市を取り巻く情勢としては、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、食料の損失、廃棄の削減について目標が設定されるなど、食品ロスの削減が国際的にも重要な課題として認識されました。国内においては、平成30年(2018年)6月に持続可能な社会づくりとの統合的な取組を掲げた「第四次循環型社会形成推進基本計画」が示されました。令和元年(2019年)10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、行政、事業者、消費者など様々な主体の役割が示されたことから、新たな施策の推進が求められています。

また、プラスチックによる海洋汚染が世界的な問題となる中、市においては、平成30年(2018年)10月に「かまくらプラごみゼロ宣言」を行い、使い捨てプラスチック製品の削減のための取組を強化しています。国においても、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」(令和元年(2019年)5月31日政府決定)を策定するとともに、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3(2021年)年6月11日公布)を令和4年(2022年)4月1日に施行しました。

引き続きごみの減量をすすめ、環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るため、従来の施策に加え、新たな減量・資源化策、広域連携の推進、食品ロスや使い捨てプラスチックの削減という新たな施策を実施していく必要があります。

■ごみ・資源物の総排出量等の推移



※総排出量は市が収集または受入れたごみ・資源物の総量、資源化量はそのうちの資源物の量と焼却残渣等の熔融固化量を合わせた量です。

▶ 目標を達成するための指標

| | |
|--------------------|--|
| ▶ ごみ・資源物の総排出量 | 平成26年度（2014年度）に比べ約17%削減し 令和7年度（2025年度）までに55,488トン |
| ▶ リサイクル率（資源化率） | 令和7年度（2025年度）までに53.7% |
| ▶ 一般廃棄物焼却量(家庭・事業所) | 平成26年度（2014年度）に比べ約58%削減し 令和7年度（2025年度）までに15,522トン |

※目標の達成のためには、ごみの発生抑制により、ごみ・資源物の総排出量を削減することで、一般廃棄物焼却量も削減することができます。

▶ 施策の体系

- 1 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進
 - └ 循環型社会へ向けた施策の発信
 - └ 市民、滞在者、事業者、市との協働によるゼロ・ウェイスト社会の形成
- 2 再生資源利用製品・材料の選択促進
 - └ 再生資源利用製品・材料の選択促進
 - └ グリーン購入の推進

◎関連条例

- ・鎌倉市市民のくらしをまもる条例（昭和50年6月条例第1号）
- ・鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例（平成4年12月条例第8号）

■ごみ・資源物の分別

| ごみ | 資源物 |
|---------------------------|---|
| 燃やすごみ、燃えないごみ、危険・有害ごみ、粗大ごみ | 飲食用カン・ビン、ペットボトル、容器 包装プラスチック、植木剪定材、紙類、布類、使用済み食用油、製品プラスチック |



かまくら3R推進マスコットキャラクター

* 3R（スリーアール）…循環型社会をつくるための取組と、その優先順位を表した言葉で、それぞれの頭文字をとって3Rといいます
Reduce（リデュース）…発生抑制
Reuse（リユース）…再使用
Recycle（リサイクル）…再生利用

▶ 施策の展開

1 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進

【】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|----------------------------------|-----------|--|--|
| <p>①循環型社会へ 向けた施策の 発信</p> | <p>市</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組（発生抑制、再使用、再生利用）を進めます。 【ごみの総排出量】【リサイクル率(資源化率)】【ごみの焼却量】 ・家庭や飲食店等から排出される食品ロスの削減を進めます。 【ごみの焼却量】 ・使い捨てプラスチックの削減や生ごみ処理機の普及、事業者への生ごみ資源化の促進等の発生抑制を進めます。 ・不用品登録制度などのリユース制度の拡充や、地域や民間事業に関するリユース事業の情報提供を行います。 ・家庭系生ごみ、紙おむつ及び事業系ごみの資源化など新たな資源化策を進めます。 ・学校等への環境教育、自治町内会向け説明会のほか啓発チラシ、ホームページやSNSなどきめ細やかで多様な情報提供を通じて、循環型社会の形成の必要性や市民・事業者・滞在者の役割を啓発します。 【啓発活動実施回数】 ・廃棄物減量及び資源化計画書の提出や搬入物検査の実施などにより、事業者のごみの減量・資源化・適正処理を推進します。 【事業者ごみの総排出量】【減量及び資源化計画書提出 事業者からの一般廃棄物排出量・資源化量】 ・広域連携やバックアップ体制の構築などにより、将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築を図ります。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る届出に基づき、事業者に再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量などを実施させることにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を推進します。 【ごみの総排出量】【リサイクル率(資源化率)】【ごみの焼却量】 ・図書リサイクル、本の修理講座の開催など、資源の再使用・再利用を促進します。 ・公共建築物の建設工事及び解体工事において発生する廃棄物の取扱いについて、適正処理及び再資源化を促進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ごみ減量対策課 ごみ減量対策課 ごみ減量対策課 ごみ減量対策課 ごみ減量対策課/環境施設課 ごみ減量対策課 ごみ減量対策課 ごみ減量対策課/環境施設課 建築指導課 中央図書館 公的不動産活用課/各施設所管課 |

| | | | |
|-----------------------------------|-----|--|--|
| ②市民、滞在者、事業者、市との協働によるゼロ・ウェイスト社会の形成 | 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ごみを持ち込まない」「ごみを出さない」ライフスタイルを 実践し、ごみの減量・資源化に努めます。 【家庭系ごみの総排出量と資源化率】 ・「3R推進事業団体」に登録し、自治会町内会で循環型 社会の形成に取り組みます。 【3R推進事業団体登録数】 ・廃棄物減量化等推進員を中心に自ら活動します。 | <p>ごみ減量対策課</p> <p>ごみ減量対策課</p> <p>ごみ減量対策課</p> |
| | 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量化等推進員に協力するとともに、自ら活動し ます。 ・環境マネジメントシステムや減量及び資源化計画書な どを活用しながら、「ごみを作らない」「ごみを出さない」 事業活動を実践し、ごみの発生抑制や減量・資源化に 努めます。 【事業系ごみの総排出量】 【減量及び資源化計画書提出事業者からの一般廃棄物排出量・資 源化量】 | <p>ごみ減量対策課</p> <p>ごみ減量対策課</p> |
| | 滞在者 | <ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装を断ることやごみの持ち帰り・分別により、ご みの減量・資源化に協力します。 | <p>ごみ減量対策課</p> |
| | 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・「3R推進事業奨励金交付制度」により、自治会町内会に おける循環型社会形成への取組を支援します。 【3R推進事業団体登録数】 ・市民、事業者からなる廃棄物減量化等推進員と協働し て、全市的なごみの減量・資源化を進めます。 ・エコオフィス化の一環として市の活動におけるごみの発 生を抑制します。 ・エコオフィス化の一環として市が購入する物品や資材は 永く使えるものを選択します。 ・市の施設で発生する廃棄物について、分別システムを 徹底し、リサイクルを推進します。 | <p>ごみ減量対策課</p> <p>ごみ減量対策課</p> <p>環境政策課</p> <p>環境政策課</p> <p>環境政策課</p> |

2 再生資源利用製品・材料の選択促進

【】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|---------------------------|-----------|--|-------------------------------|
| ①再生資源利用 製品、材料の選 択推進 | 市民 | ・再生資源利用製品を積極的に購入します。 | |
| | 事業者 | ・再生資源利用製品・材料の販売、購入、利用を推進します。 | |
| | 市 | ・市では、エコオフィス化の一環として再生資源利用製品・材料を購入し、利用します。 ・再生資源利用製品、材料の選択を促すよう啓発します。 ・家庭系ごみの有料袋(指定収集袋)にバイオマスプラスチックを使用します。 | 環境政策課 環境政策課 ごみ減量対策課 |
| ②グリーン購入の 推進 | 市民 | ・グリーン購入適合商品をはじめとした再生資源利用製品・材料を購入し、利用します。 | |
| | 事業者 | ・グリーン購入適合商品をはじめとした再生資源利用製品・材料を購入し、利用します。 | |
| | 市 | ・市では、エコオフィス化の一環としてグリーン購入適合商品をはじめとした再生資源利用製品・材料を購入し、利用します。【グリーン購入基本方針、調達方針調達率】 ・市民、事業者へグリーン購入の情報を提供します。 | 環境政策課 環境政策課 |

| 国の施策等 | 県の施策等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進基本法に基づき「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定(平成30年(2018年)6月)し、 ①地域循環共生圏形成による地域活性化。 ②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環。 ③適正処理の更なる推進と環境再生。 <p>などを掲げ、その実現に向けて概ね令和7年(2025年)までに国が講ずべき施策を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成のために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定家庭用機器再商品化法、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、食品ロスの削減の推進に関する法律、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律等を整備し、規制・指導・誘導 ・「消費者基本計画」(平成17年4月閣議決定)に基づく施策の推進 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律によるグリーン購入の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県循環型社会づくり計画(平成29年(2017年)3月改訂、平成24年度(2012年度)から令和3年度(2021年度)までの計画に基づき、市町村との循環型社会形成に向けた協働・連携 ・かながわプラごみゼロ宣言 |

▶ 主な環境施策

市民・事業者と連携した廃棄物の発生抑制・減量化・資源化

～循環型社会の形成に向けて～

天然資源やエネルギーの消費を抑制し、環境への負荷を低減するために循環型社会を形成することが重要な課題となっています。循環型社会の形成のために、市民、事業者、行政が協働して廃棄物の発生抑制、循環資源の再使用、再生利用を推進することにより、廃棄物のさらなる減量・資源化を図りつつ、安定的で着実なごみ処理を行っていくことが大切です。具体的には、以下の方針に沿って事業を推進していきます。特に、ごみそのものを減らすため、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)のさらなる充実を図ります。

■ 3Rの推進に向けた主な取組

廃棄物の発生抑制
Reduce (リデュース)

- ・食品ロスの削減
- ・使い捨てプラスチックの削減、生ごみ処理機や水切りの普及啓発
- ・事業所から排出される生ごみ資源化の促進
- ・ごみ処理手数料の適正な見直し及び家庭系ごみの有料化の継続

循環資源の再使用・再生利用
Reuse (リユース)

- ・不用品登録制度などのリユース制度の拡充
- ・民間のリユース事業に関する情報提供

廃棄物の適正処理
Recycle (リサイクル)

- ・家庭系生ごみ、紙おむつ、事業系ごみなど新たな資源化の推進
- ・ごみと資源物の分別徹底
- ・店舗等の店頭回収の促進

VI 循環型社会の構築



⑬健全な水循環の推進

健全な水循環の維持や回復に取り組めます。

▶ 現状と課題

海洋や地上にある水は、熱せられて水蒸気となり、雲となります。雲は降水となり、山などの地表に降り注ぎ、河川、海へと流れます。このように、水は生命の源であり、大地を循環し、大気、土壌等と相互に作用しながら、多様な生態系に恩恵を与えてきました。

また、水は循環する過程において、人々の生活に潤いを与えるとともに、発展にも長年、重要な役目を担ってきました。

本市においては、このような水の循環を下支えするため、節水の啓発に努めてきましたが、近年の局地的豪雨による河川の氾濫や洪水等に見られるように、様々な問題が生じており、以前の適正な水の循環の仕組みが崩れてきています。

原因としては、都市化による地下浸透の低下、地球温暖化等の気候変動の影響等が考えられます。

国はこのような状況に鑑み、水資源の循環の適正化を課題としてとらえ、平成26年（2014年）7月に「水循環基本法」を施行しました。

同法の基本理念としては、健全な水循環の維持又は回復のための取組を積極的に推進すること等を掲げており、この基本理念を実現するため、水循環基本計画を策定し、水循環に関する施策の総合的、計画的な推進を図ることとしています。

この計画に基づき、雨水の利用が推進され、水資源の有効な利用が図られることにより、河川や下水道等への集中的な雨水の流出の抑制等につながると考えられます。

「水循環基本法」においては、地方公共団体は自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を策定することとされていることから、本市においても、水の有効利用と雨水の地下浸透等を施策として位置付け、健全な水の循環の推進を図っていきます。

第4章 計画における環境施策

⑬健全な水循環の推進

▶ 目標を達成するための指標

▶ 水の有効活用の推進

▶ 施策の体系

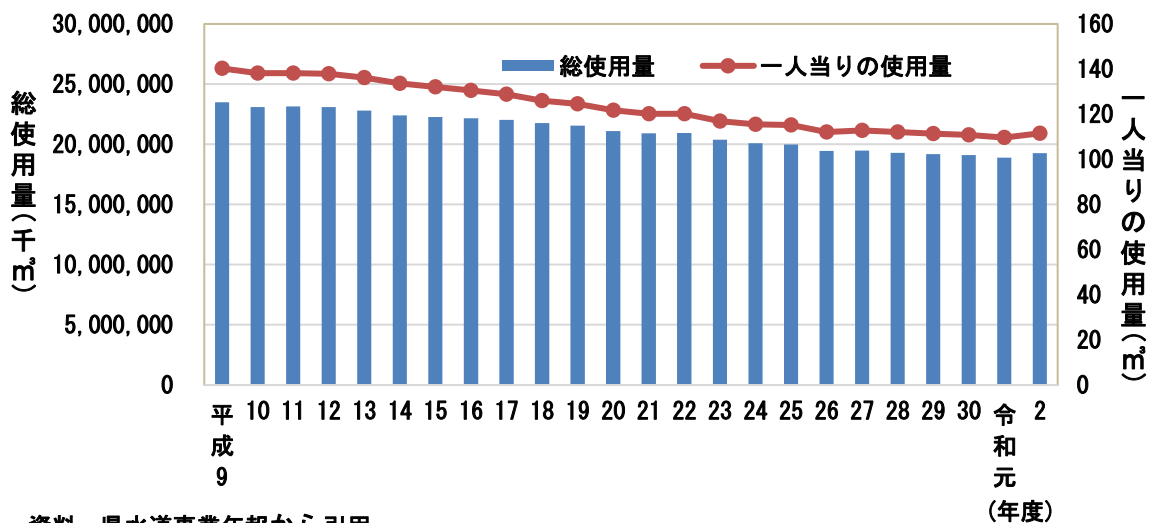
1 節水と水の有効利用

- └ 節水の啓発
- └ 雨水の貯留と利用
- └ 一度利用した水の利用

2 雨水の地下浸透の推進

- └ 雨水の地下浸透の推進
- └ 樹林地等の保全(「IV-⑦緑・水辺」参照)

■ 上水使用量の推移



資料：県水道事業年報から引用

* 一人当りの上水使用量：上水使用量を給水人口(各年度10月 1日現在)で割った数値


■ 浄化槽雨水貯留施設設置の補助件数

| | 補助件数 |
|--------------|------|
| 浄化槽雨水貯留施設設置費 | 133件 |

補助件数は、平成9年(1997年)1月から令和2年度(2020年度)末までの数を集計

■ 市施設における雨水再利用状況

| | 原水 | 供給能力 (m³) | 利用用途 |
|---------------|--------|-----------|----------|
| 笛田リサイクルセンター | 雨水 | 556 | トイレ・散水 |
| 中央公園管理事務所棟 | 雨水 | 51 | トイレ |
| 諏訪ヶ谷住宅集会所 | 雨水 | 22 | トイレ |
| 台在宅福祉サービスセンター | 雨水・地下水 | 202 | トイレ・消火水槽 |
| 腰越行政センター | 雨水 | 1,161 | トイレ |
| 合計 | | 1,992 | |

 施策の展開

1 節水と水の有効利用

【】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|-------------|-----------|--|------------------------------|
| ①節水の啓発 | 市民 | ・シャワーや入浴、洗車等の際、節水を実践するとともに節水型器具等を利用します。 【1人当りの上水使用量】 | |
| | 事業者 | ・節水型機器等の導入を図ります。 | |
| | 滞在者 | ・節水意識を持ってトイレや宿泊施設等を利用します。 | |
| | 市 | ・市の施設における節水型設備の導入を促進します。 | 各施設所管課 |
| ②雨水の貯留と利用 | 市民 | ・敷地内の雨水の再利用促進・地下浸透の推進を図ります。 | |
| | 事業者 | ・敷地内の雨水の再利用促進・地下浸透の推進を図ります。 | |
| | 市 | ・雨水再利用施設に対し補助するなど市民・事業者による雨水利用を支援します。 【浄化槽雨水貯留施設設置費補助件数累計】 ・市の施設における雨水の再利用促進・地下浸透の推進を図ります。 【市施設における雨水再利用状況】 | 下水道経営課 /商工課 各施設所管課 |
| ③一度利用した水の利用 | 市民 | ・風呂の残り湯を洗濯に利用するなど、一度利用した水の再利用を実践します。 | |
| | 事業者 | ・事業所において一度利用した水の再利用を図ります。 | |
| | 市 | ・焼却灰を冷却した際に発生した汚水処理し、排ガス冷却水に再利用します。 ・下水処理水の有効利用に努めます。 | 名越クリーンセンター 浄化センター |

2 雨水の地下浸透の推進

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|-------------|-----------|---|----------------|
| ①雨水の地下浸透の推進 | 市 | ・開発事業における雨水の地下浸透等を指導します。 ・歩道等の舗装については、雨水を地下に円滑に浸透させる透水性舗装等での整備に努めるよう配慮します。 | 下水道河川課 /道路課 |
| ②樹林地等の保全 | | 「IV-⑦緑・水辺」参照 | みどり公園課 |

| 国の施策等 | 県の施策等 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・透水性舗装などに係る技術開発、普及の推進 ・水循環基本法 ・水循環基本計画 ・雨水の利用の推進に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> ・透水性舗装などの実施 ・水循環基本法に基づく施策の推進 |

雨水の地下浸透について

近年、都市部への人口集中、産業構造の変化、地球温暖化等の気候変動の影響等の様々な要因が水循環に変化を生じさせたことにより、洪水や生態系への影響等様々な問題が顕著となっています。

こうした問題に対し、平成26年(2014年)7月に施行された水循環基本法においては、基本施策の第14条に貯留・涵養機能の維持及び向上を掲げ、水の貯留・涵養機能の維持向上を図るため、雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、都市施設等の整備を講ずることをうたっています。

また、同法に基づき定めた、「水循環基本計画」においては、水循環に関する施策に関し国が総合的かつ計画的に講ずべき施策として、都市部においては、貴重な貯留・涵養能力を持つ空間である緑地等の保全と創出を図ることや、雨水の涵養を推進することで浸水被害の軽減を図るとともに水辺空間の創出等の取組を推進することを示しています。

このような昨今の状況に鑑み、本市においても雨水の涵養の推進を図ることが喫緊の課題となっています。近年、市街地はコンクリートで覆われ、雨水が地下にしみこまなくなり流出する現象が著しくなっていることから、今後は、市民、事業者、行政がそれぞれ、地面や路面等を覆う場合は透水性の材料を用いるように努めるなど、雨水の流出抑制を図り、雨水の地下浸透を推し進める必要があります。

VI 循環型社会の構築



⑭エネルギーの有効利用

「地域の力で、新たな豊かさと安心を次代へ紡ぐ、

スマートエネルギー都市・鎌倉」をめざします。

平成26年(2014年)3月に「鎌倉市エネルギー基本計画」を策定し、本市にふさわしいエネルギー施策の方向性や目標を示しました。また、平成27年(2015年)3月にはそれらを実現するための具体的施策や取組などを明記した「鎌倉市エネルギー実施計画」を策定しました。「第3期鎌倉市環境基本計画」の計画期間においては、これらの個別計画に基づき、さまざまなエネルギーに関する事業を進めています。

▶ 現状と課題

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を契機として、エネルギーを取り巻く情勢は、これまでの地球温暖化問題に加え、クリーンで安全安心な再生可能エネルギー等の普及拡大が求められるように変化しました。

震災後、本市においては、平成24年(2012年)7月に「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例」が制定され、本市の果たすべき役割として、将来にわたって、持続可能な循環型社会のシステムを構築するために、エネルギーの効率的な利用を促進し、再生可能なエネルギーの導入に積極的に取り組むことが定められました。

こうしたことを背景に、本市としては、遠くで作られた電力を使いながら「省エネルギー」に取り組むだけでなく、地域で使うエネルギーを地域で作出すという、地産地消の概念を取り入れていく必要があります。

また、本市の電力消費の状況を見ると、家庭部門が全体の約5割弱と大きい割合を占める特性から、省エネルギーの一層の推進、ライフスタイルの見直し等により、家庭部門の電力消費削減を図ることも、重要な視点となります。

今後は、「鎌倉市エネルギー基本計画」で掲げた令和12年(2030年)における鎌倉市の将来ビジョン「地域の力で、新たな豊かさと安心を次代へ紡ぐ、スマートエネルギー都市・鎌倉」を実現するため、再生可能エネルギー等の更なる普及拡大により分散型エネルギーシステムの構築を行い、災害に強い地域づくりを進めるとともに、環境負荷の低減を行い、地域における安全安心なエネルギーの確保の向上を図ります。



太陽光発電屋根貸し事業で設置された
太陽光パネル(岩瀬中学校)

写真提供: 町田ガス(株)

▶ 目標を達成するための指標

- ▶ 市内の年間電力消費量 令和12年度（2030年度）に
平成22年度（2010年度）に比べて20%削減
- ▶ 市内の年間電力消費量に対する
再生可能エネルギー等による発電量の割合 令和12年度（2030年度）に25%

※目標指標については、「鎌倉市エネルギー基本計画」及び「鎌倉市エネルギー実施計画」に基づいて設定しています。

（鎌倉市エネルギー基本計画の目標）

目標①市内の年間電力消費量を平成22年度（2010年度）比で、令和2年度（2020年度）に10%、令和12年度（2030年度）に20%削減

目標②市内の年間電力量に対する再生可能エネルギー等による発電量の割合を、令和2年度（2020年度）に10%、令和12年度（2030年度）に25%とします。

▶ 施策の体系（「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）」と連携して推進）

- 1 行動を変える省エネルギーの推進（ソフト面）
 - └ 市民、事業者、滞在者の省エネ行動の促進
 - └ 市の率先行動の推進
- 2 高効率機器や高断熱建物による省エネルギーの推進（ハード面）
 - └ 高効率機器及び高断熱建物の利用促進
 - └ 市施設における高効率機器の率先導入
- 3 再生可能エネルギー等の導入促進
 - └ 再生可能エネルギー等の導入促進
 - └ 公共施設における再生可能エネルギー等の率先導入
- 4 脱炭素まちづくりの推進
 - └ 脱炭素まちづくりに向けたハード整備
 - └ 脱炭素都市実現に向けた環境づくり

◎関連条例

- ・鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例（平成24年7月条例第10号）

※「エネルギーの有効利用」における「施策の展開」については、個別計画の「鎌倉市エネルギー基本計画」及び「鎌倉市エネルギー実施計画」をご覧ください。

| 国の施策等 | 県の施策等 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギーの効率的利用の推進 ・新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法による新エネルギー等の促進 ・エネルギー基本計画による施策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川スマートエネルギー計画による施策の推進 |

VII 災害と環境への取組



⑮災害により想定される環境負荷への取組

大規模災害による環境負荷を低減できるまちにします。

▶ 現状と課題

地震などの災害は、家屋や公共施設を損壊し、これにより、がれきなどの大量の災害廃棄物を発生させます。平成23年（2011年）3月に発生した東日本大地震においても大規模な津波により膨大な災害廃棄物が生じたため、被害が発生した市町村ではその処理が大きな問題となりました。

「神奈川県地震被害想定調査」（平成27年（2015年）3月）によると、本市において発生する災害廃棄物は、南関東地震では最大340万トン、三浦半島断層群の地震では37万トンと予測されています。こうした災害廃棄物は環境にも負荷を与えることから、大規模災害発生時に、円滑に廃棄物の処理が行えるよう、平時から廃棄物処理の広域的な連携体制の構築、仮置き場の確保等を推進する必要があります。

大規模災害時には、被災地域のし尿や生活排水処理の問題が生じることから、下水道、排水処理施設等について、速やかに緊急措置を講ずる必要があるため、平時の備えの構築を図ります。

なお、市民の十分な理解のもと官と民が協力して減災対策に努める必要があるため、被災時には、災害廃棄物の処理状況や下水道機能等の復旧状況についての的確に情報発信する必要があります。

また、近年は地球温暖化の影響とみられる集中豪雨等が生じていることから、その対策についても、配慮していく必要があります。

▶ 目標を達成するための指標

- ▶ 鎌倉市地域防災計画を活用できる体制づくり
- ▶ 鎌倉市災害廃棄物処理計画を活用できる体制づくり

▶ 施策の体系

1 災害により想定される環境負荷への取組

- 災害廃棄物処理体制の構築
- 災害時の生活排水処理体制の構築
- 温暖化による集中豪雨対策

◎関連条例

- ・鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例（平成4年12月条例第8号）

◎関連計画

- ・鎌倉市地域防災計画（地震災害対策編、風水害等災害対策編）
- ・鎌倉市一般廃棄物処理基本計画
（第2章第8節これからのごみ処理体制 6. 災害廃棄物処理）

- ・鎌倉市災害廃棄物処理計画

- ・鎌倉市都市整備部災害時対策計画

※風水害応急対策計画については、地震災害時対策計画に準じるものとします。

- ・鎌倉市下水道総合地震対策計画

- ・鎌倉市下水道BCP（業務継続計画）

▶ 施策の展開

1 災害により想定される環境負荷への取組

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課等 |
|------------------|-----------|---|--|
| ①災害廃棄物処理体制の構築 | 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における廃棄物処理体制については、「鎌倉市災害廃棄物処理計画」に基づき、発災時に適正に処理ができる体制を構築するとともに平時から対策を整備します。 | ごみ減量対策課 |
| ②災害時の生活排水処理体制の構築 | 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の災害時の初動対策を構築するため鎌倉市下水道BCP(事業継続計画)を策定しています。 ・下水道総合地震対策計画に基づき耐震化の推進を図り、災害時の汚水の滞留や未処理下水の流出による公共用水域の汚染の防止に努めます。 ・下水道施設の津波による被害の軽減策を検討します。 | 下水道経営課 浄化センター 下水道河川課 浄化センター 下水道経営課 |

| | | | |
|---------------------------|----------|---|--|
| <p>③温暖化による 集中豪雨対策</p> | <p>市</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・台風や大雨による浸水被害を最小限に止めるため、しゅんせつや雨水排水施設の修繕などを行います。雨水幹線の暗渠、管渠部分の劣化診断調査を行い、劣化箇所を改修を進めます。 ・浸水被害の解消を図るため、雨水管渠の整備を行います。 ・台風や大雨による河川護岸等の施設の損壊等を未然に防ぐため、河床や護岸基礎部等の損傷等の修繕を順次実施するとともに、浸水被害の解消を図るため、準用河川のしゅんせつを行います。 | <p>下水道河川課 浄化センター</p> <p>下水道河川課</p> <p>下水道河川課</p> |
|---------------------------|----------|---|--|

| 国の施策等 | 県の施策等 |
|--|--|
| <p>・第五次環境基本計画(第3章 重点戦略を支える環境政策の展開 6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応)による施策の推進</p> | <p>・「神奈川県循環型社会づくり計画」(3大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築)による施策の推進</p> |